

坂戸市環境報告書

～『みんなでつくる水と緑の住みよい環境のまち さかど』～

令和5年度版
(令和4年度実績)

坂 戸 市

本 編 目 次

第1章 坂戸市環境報告書について	1
第2章 坂戸市の概要	9
第3章 基本施策の実施状況	13
I 「地球にやさしい循環型社会のまち」をめざして	14
1) 地球温暖化の防止に努めよう	
2) ごみの減量化・資源化・適正処理を進めよう	
II 「美しい緑にあふれ、清流が流れるまち」をめざして	20
1) 清らかな水辺を保全しよう	
2) 美しい緑を保全しよう	
3) 多様な生き物が生息・生育できる空間を確保しよう	
III 「健康で安心して暮らせるまち」をめざして	23
1) 公害のない安心して暮らせるまちをつくろう	
2) 有害化学物質がないまちをつくろう	
IV 「身近に緑が感じられる潤いのある快適なまち」をめざして	28
1) 潤いのあるまちをつくろう	
2) きれいなまちにしよう	
3) 安全に暮らせるまちをつくろう	
V 「一人一人が環境を学び、行動するまち」をめざして	31
1) 環境をともに学んでいこう	
2) 環境保全活動の輪を広げていこう	

資料編目次

資料編	33
主要データ	34
坂戸市の概要	34
I 「地球にやさしい循環型社会のまち」をめざして	35
II 「美しい緑にあふれ、清流が流れるまち」をめざして	40
III 「健康で安心して暮らせるまち」をめざして	41
IV 「身近に緑が感じられる潤いのある快適なまち」をめざして	55
V 「一人一人が環境を学び、行動するまち」をめざして	57
環境基準	60
放射性物質対策	61
環境部設置後の主な実績	65
環境用語集	72
環境関連条例	80

第1章

坂戸市環境報告書について

I 坂戸市環境報告書とは

1) 本書作成の趣旨

坂戸市環境報告書は、坂戸市環境基本条例（平成14年施行）及び環境配慮促進法（平成17年施行）に基づき作成しています。また、第2次坂戸市環境基本計画（中間年次改訂版）（平成30年3月策定）の年次報告書としても位置づけられています。

当版は、令和4年度における坂戸市環境行政施策の実施状況を報告するものであり、地球環境から身近な環境学習に至るまで、広範囲にわたる環境行政を総合的に網羅した内容となっています。

なお、この報告書に対する市民の皆様のご意見等をいただき、今後の環境行政に反映させていただきたいと考えています。

2) 対象とする環境の範囲

本書では、以下の環境の範囲を対象としています。

I	地球環境	エネルギー消費、資源消費、地球温暖化、廃棄物の発生、酸性雨、オゾン層破壊
II	自然環境	動植物、生態系、水辺環境、地形、気象
III	生活環境	水質、大気、騒音、振動、悪臭
IV	快適環境	公園、緑、景観、環境美化、交通安全、バリアフリー

※ 第2次坂戸市環境基本計画に基づく区分によります。

II 坂戸市環境基本計画の概要

第2次坂戸市環境基本計画は、本市の環境分野における長期的かつ総合的な方向性を示す指針として、平成25年に策定し、平成29年度に中間年次改訂を行いました。計画の期間は令和5年度までです。

※計画期間については、上位計画である第6次坂戸市総合振興計画の1年間の延長に伴い、第2次坂戸市環境基本計画も1年間延長いたしました。

1) 本市の環境の課題

地 球 環 境	日常生活におけるエネルギーの大量消費は、地球温暖化や資源の枯渇など深刻な問題を引き起こしています。 その解決に向けて、省エネルギー対策の推進や再生可能エネルギーへの転換等、環境に負荷をかけないライフスタイルを確立し実践することにより、温室効果ガスの削減に積極的に取り組む必要があります。
自 然 環 境	近年、自然的土地利用（山林や農地）が減少する一方で、都市的土地利用（宅地等）が増加しています。 自然的土地利用の減少により、動植物の生息・生育の場も狭められています。生物の多様性を保ち次の世代に引き継いでいくために、長期的な観点から動植物の生育・生息空間の保全が重要となっています。
生 活 環 境	大気汚染・水質汚濁といった「産業公害」は徐々に改善されつつありますが、近隣騒音、不法投棄といった「都市・生活型公害」に係る苦情が増えています。 なかでも環境を破壊する不法投棄を減少させることは、引き続き重要な課題となっています。
快 適 環 境	公園や緑地、花は人の心に安らぎと潤いをあたえます。また、身近な緑は、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素を吸収し、ヒートアイランド現象を緩和する働きをしますが、近年減少傾向に拍車がかかっています。落ち葉や害虫対策も考慮しながら、緑を守り育てることが求められています。
参 加 ・ 学 習	市民一人ひとりが行う環境の保全と創造に向けた取り組みが、様々な環境問題を解決へと導きます。環境に対するやさしさや、環境保全に対する意識を高めることが必要です。また、次世代を担う子供たちに環境学習・環境教育の機会を設けることが重要となります。

2) 本市の環境目標

1 目指すべき環境像

みんなでつくる水と緑の
住みよい環境のまち さかど

本市を取り巻く環境の現状を踏まえ、「高麗川」の清流や「城山の緑」の自然資源、広大な田園緑地を保全・活用しつつ、自然と都市が共生する「環境のまち」を、市民・事業者・行政が協働してみんなで育んでいくことを目的とし、環境保全活動がさらに定着するよう継続していきます。

2 基本目標

I	地 球 環 境	地球にやさしい循環型社会のまち
II	自 然 環 境	美しい緑にあふれ、清流が流れるまち
III	生 活 環 境	健康で安心して暮らせるまち
IV	快 適 環 境	身近に緑を感じられる潤いのある快適なまち
V	参 加・学 習	一人一人が環境を学び、行動するまち

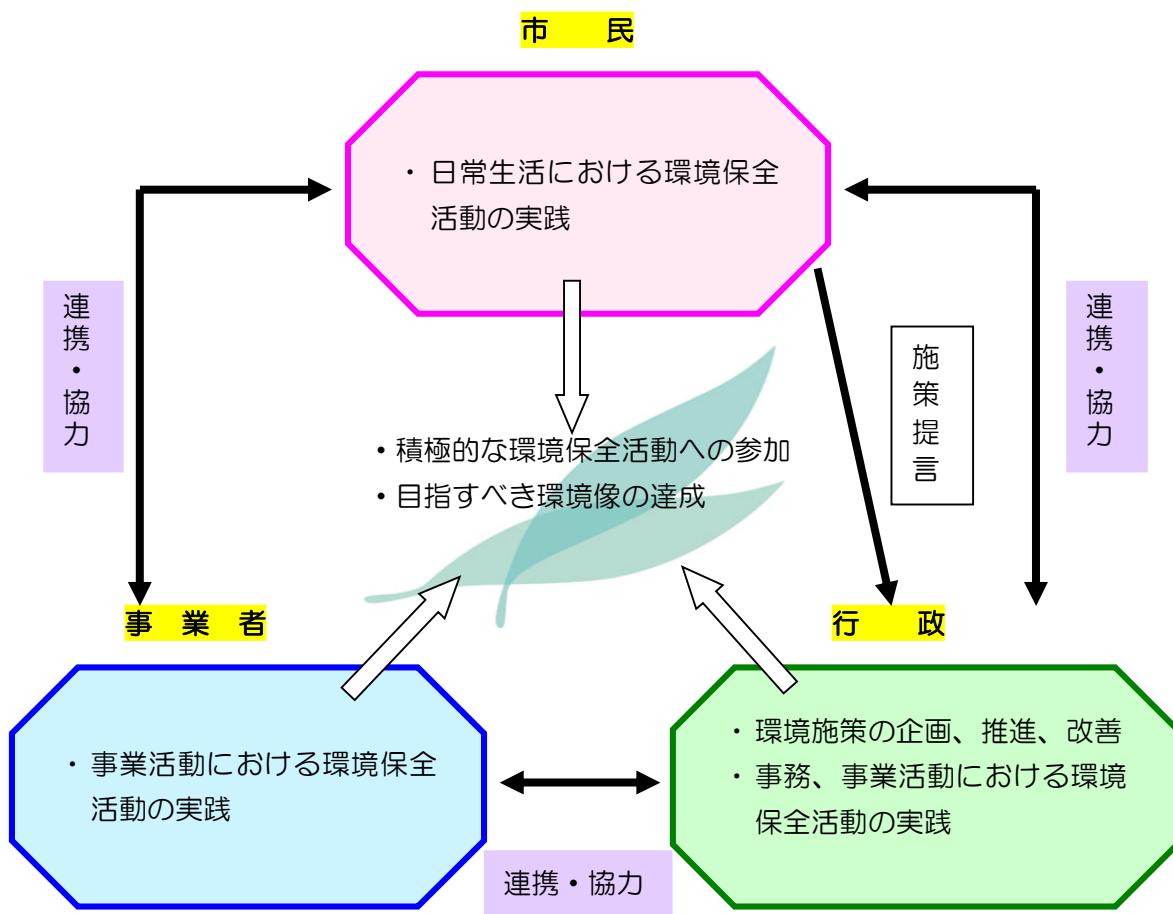
※ 施策の体系図を P6~7 に記載

3) 計画の推進方策

1 計画の推進体制

計画の推進は、市民・事業者・行政が協働で取り組むことはもとより、各主体がそれ respective 分野での役割を認識し、連携・協力して計画を推進することが必要であり、その仕組みを構築することが重要となります。

《《計画推進のイメージ図》》



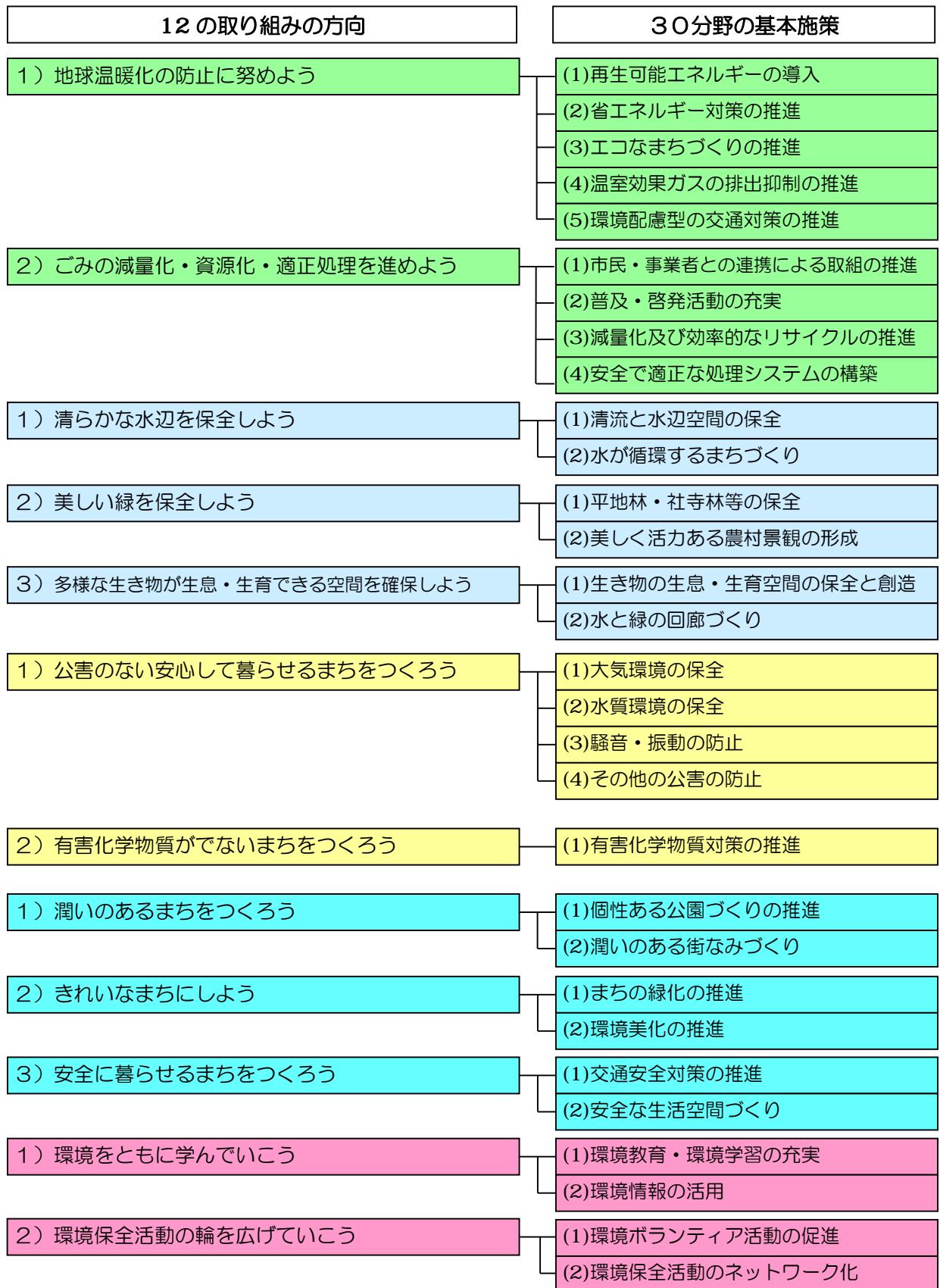
2 進行管理

計画の進捗状況や目標達成状況を明らかにするため、「環境報告書」としてとりまとめ、冊子の配布やホームページでの掲示により公表します。第三者による点検・評価により、継続的な改善を図っていきます。

施策の体系



目指すべき環境像を実現し、地域そして地球規模の良好な環境づくりを進めるため、以下の施策体系のもとで計画の展開を図ります。



第2章

坂戸市の概要

I 坂戸市の概要

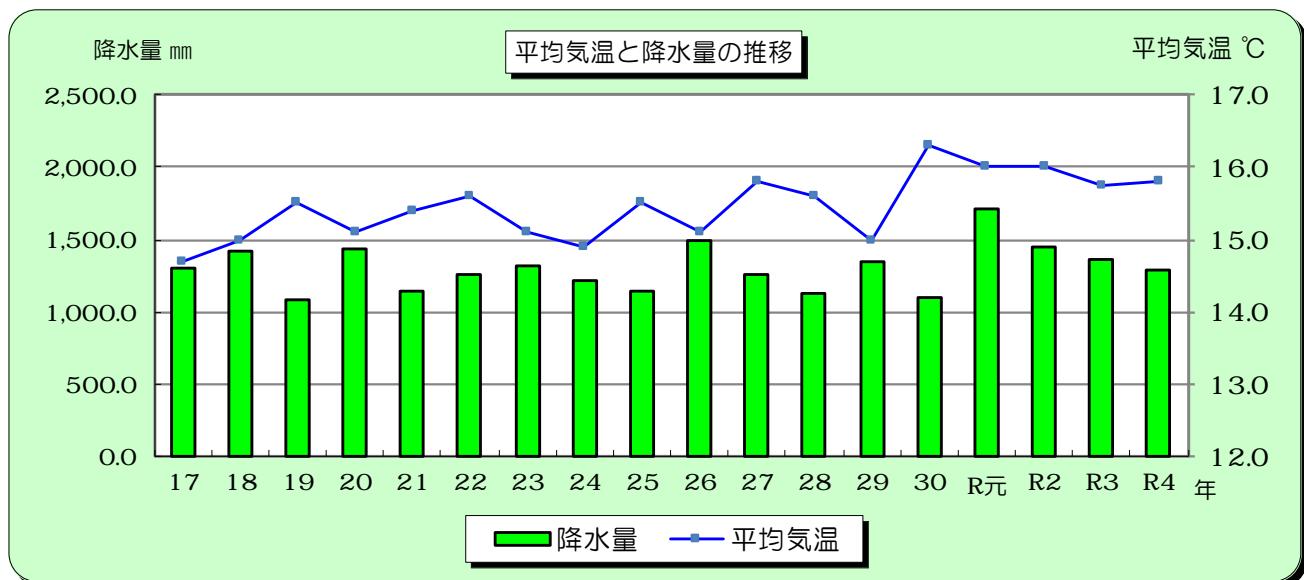
1) 位置

本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、面積は 41.02km²、東西に 12.7km、南北に 9.3km の広がりを有しています。また、市域を高麗川・越辺川が流れる、水と緑に恵まれた地域です。



2) 気候

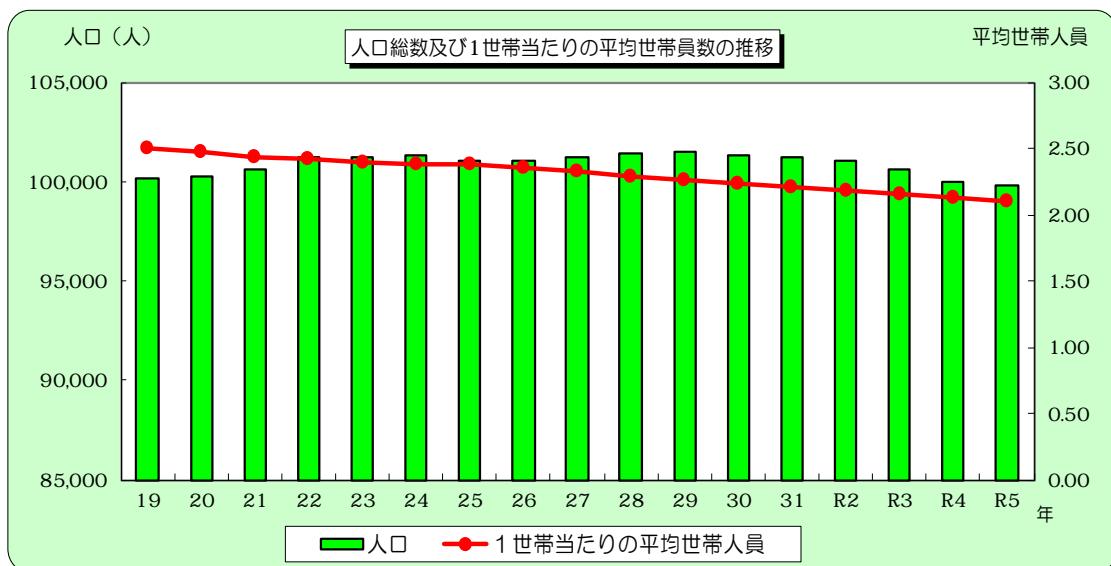
本市の気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥という典型的な太平洋岸の気候です。令和4年の平均気温は 15.8 ℃、最高気温は6月の 39.3 ℃でした。また年間降水量は 1,289.0mm でした。（坂戸市の気温等は資料編主要データ P34 に掲載）



資料：統計坂戸（1月から12月の測定）

3) 人口

本市の人口は、前年に比べわずかに減少しましたが、世帯数は増加していることから、1世帯あたりの世帯員数が減り、少人数世帯化が進んでいます。（坂戸市の人口の推移についての資料編主要データ P34 に掲載）



資料：統計坂戸（各年 1月 1日現在 住民基本台帳）

II 環境関連施設



◇環境学館いすみ (泉町三丁目)

環境学習・環境情報の発信拠点として、平成14年に開館しました。この施設で行う講座やイベントには、ボランティアスタッフが企画から運営まで深く関わって活動しています。



◇西清掃センター (にっさい花みず木)

平成6年に完成し、市内で発生した燃やせるごみを処理しています。また、焼却の熱で作った蒸気を施設内の給湯、冷暖房、発電及び隣接する坂戸市健康増進施設サンテさかどの温水プールに利用しています。



◇東清掃センター (大字赤尾)

昭和62年に完成し、現在は粗大ごみ・燃やさないごみの処理を行うとともに、資源物のストックヤードとして機能しています。焼却施設は平成18年度から休止しています。



◇サツキクリーンセンター (大字紺屋)

廃棄物の最終処分場として平成5年に建設されました。現在は不燃破碎残渣と資源カン・ピンの仕分け残渣の埋立てを行っています。



◇石井水処理センター (大字石井)

坂戸、鶴ヶ島下水道組合により、平成6年に建設されました。坂戸・鶴ヶ島両市からの下水は、この施設で排水基準を満たすよう浄化され、飯盛川に放流されています。

第3章

基本施策の実施状況

I 「地球にやさしい循環型社会のまち」をめざして

1) 地球温暖化の防止に努めよう

目標の達成状況

実施事項	目標設定時 (中間年次改訂※ ¹) (平成 28 年度)	目標値 (令和 5 年度)	実績値 (令和 4 年度)	評価
温室効果ガス排出量※ ²	年 12,049 t-CO ₂ ※ ³	(令和 2 年度)※ ⁴ 年 10,797 t-CO ₂	年 12,685 t-CO ₂	×
住宅用太陽光発電システムの設置補助件数	年 93 件	年 100 件	年 49 件	×
公共施設への太陽光発電システムの設置箇所数	10 箇所	12 箇所	12 箇所	○
地球温暖化に関するイベント、キャンペーン開催回数	年 4 回	年 5 回	年 2 回	×
住宅用省エネルギー機器設置補助件数※ ⁵	年 4 件	年 12 件	年 54 件	○
道路照明灯、園内灯の LED 化率	1.5%	100%	道路照明 100% 園内灯 28.6%	○ ×
防犯灯の LED 化率	9.7%	100%	100%	○

【評価基準】○：目標達成（100%以上） △：目標未達成（100%未満～50%） ×：目標未達成（50%未満）

※¹ 第2次坂戸市環境基本計画の中間年次改訂時の実績値です。（以降のページに同じ）

※² 市の公共施設から排出される量です。

※³ 中間年次改訂時の数値に誤謬があったため、修正しました。

※⁴ 第2次坂戸市環境基本計画の中間年次改訂時、令和2年度を目標年度とする坂戸市地球温暖化対策実行計画の目標値を引用しています。

※⁵ 家庭用燃料電池（通称エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電池の設置に対する補助件数です。

〔今後の推進方針〕

地球温暖化問題は、日本のみならず世界共通の問題となっています。温室効果ガスを削減するため、マイカーの利用抑制等、個々のライフスタイルの見直しを実施・啓発していきます。

目標未達成の項目について、啓発活動及び以下の取組を行い、目標達成を図ります。

公共施設から排出される温室効果ガスを削減するため、クールビズ・ウォームビズを徹底し、電気・ガス等の使用を抑制するとともに、空調温度を適正に管理し、市民サービスに配慮したうえで、省エネルギーの推進に努めます。

また、地球温暖化に関する新たなイベント、キャンペーンを計画、実施し、更なる普及・啓発に努めます。

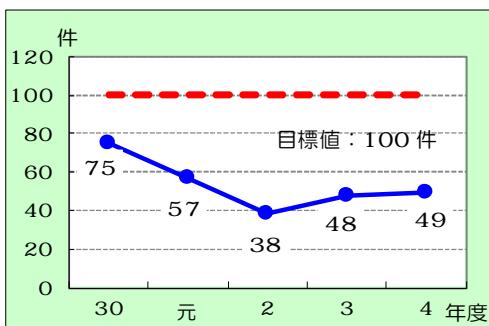
再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、引き続き、啓発活動を充実していきます。

事業の実施状況

(1) 再生可能エネルギーの導入

- ① 住宅用太陽光発電システムの設置費補助については、49件でした。なお、合計出力は333.37kWでした。
- ② 環境学館いずみでは、出力10kWの太陽光発電設備を設置しており、587kWhを売電しました。

◆太陽光発電システム設置費補助の状況



(2) 省エネルギー対策の推進

- ① 坂戸市環境マネジメントシステムにより、各課の環境管理推進員を中心に、省エネルギー対策や環境に配慮した取組を推進しました。
- ② 『クールビズ・ウォームビズ』などの節電対策を実施し、公共施設の電気使用量の削減を図りました。
- ③ 公共施設の空調温度を適正管理しました。
- ④ 来庁者に対し、パンフレットやポスターを活用した啓発を行いました。
- ⑤ 住宅用省エネルギー機器設置費補助を実施し、家庭用燃料電池（通称エネファーム）は0件、定置用リチウムイオン蓄電池は54件でした。
- ⑥ 電気料に係る経済的負担の軽減及び脱炭素社会の実現に寄与することを目的に、住宅の照明をLED照明に買い替える市民に対し、535件、1,816台の補助を実施しました。

(3) エコなまちづくりの推進

- ① 埼玉エコタウンプロジェクトの一環として、UR所有の市内2施設（東坂戸出張所：最大出力 11.42kW、北坂戸団地集会所：最大出力 30.95kW）に太陽光発電設備を設置しています。東坂戸出張所が 11,417kWh、北坂戸団地集会所が 26,746kWh を売電しました。
- ② 相談・届出のあった太陽光発電施設設置者に対して、坂戸市太陽光発電施設の設置に関するガイドラインに基づき、適切な設置を促しました。

(4) 温室効果ガスの排出抑制の推進

- ① 『地球温暖化対策実行計画』に基づき、公共施設における温室効果ガスの排出抑制に取り組みましたが、ごみ焼却量の増加等により温室効果ガス排出量は前年度を

上回る12,685t-CO₂でした。

- ② 省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動『COOL CHOICE』に賛同登録し、温暖化対策を推進しました。
- ③ 環境にやさしい生活をおくる取り組みである『エコライフDAY』を7月と1月に実施しました。1,230名が参加し、温室効果ガスの削減量は4,762kg-CO₂でした。7月、1月には市役所市民ホールにおいて、地球温暖化防止キャンペーンを実施し、地球温暖化防止の呼びかけや啓発物資の配布を行いました。
- ④ 温室効果ガスを削減する取り組みとして『職員通勤時自転車等利用促進ガイドライン』を定め、マイカー通勤を抑制しています。4月～5月、10月～11月を重点取組期間として実施しました。
- ⑤ 保守管理を含めたリース方式により、LED防犯灯の新規設置を進めました。
- ⑥ 脱炭素社会の実現に向け、都市宣言として「坂戸市ゼロカーボンシティ宣言」を制定しました。

◆市の公共施設からの温室効果ガス排出量

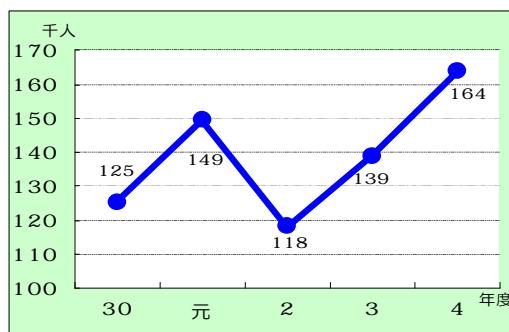


※ 令和3年度の排出量について、令和4年度に訂正があったため、排出量を変更しています。

(5) 環境配慮型の交通対策の推進

- ① マイカーの利用削減につながることから、公共交通機関の利用を促進しています。市民バスとしてバス2台とワゴン6台による運行をしています。
- ② 新規に購入した公用車2台は、低公害車を購入しました。公用車の買い替え時には、低公害車を導入しています。（全公用車103台のうち低公害車は97台・94%）
- ③ 市役所車庫棟に設置した電気自動車用急速充電器を市民に貸出ししており、利用回数は599回でした。

◆市民バスの利用者数の推移



2) ごみの減量化・資源化・適正処理を進めよう

目標の達成状況

実施事項	目標設定時 (中間年次改訂) (平成 28 年度)	目標値 (令和 5 年度)	実績値 (令和 4 年度)	評価
市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量※ ¹	611g	614g以下	613g	○
事業系ごみ排出量※ ¹	5,234t	5,140t以下	4,501t	○
リサイクル率※ ^{1・2}	26.8%	30%以上	28.3%	△
最終処分率※ ¹	2.7%	5%以下	2.2%	○
不法投棄の監視日数	月 10 日	月 12 日	月 10 日	△

【評価基準】○：目標達成（100%以上） △：目標未達成（100%未満～50%） ×：目標未達成（50%未満）

※¹目標値は「第2次坂戸市環境基本計画」を基に算出しています。

※²セメント原料化量を含みます。

〔今後の推進方針〕

循環型社会を構築するため、第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（中間年次改訂版）に基づき『みんなで取り組む廃棄物の減量と循環型社会の形成』を基本理念とした各種施策を推進していきます。

また、不法投棄防止対策として今後も監視を強化し、不法投棄ゼロを目指します。

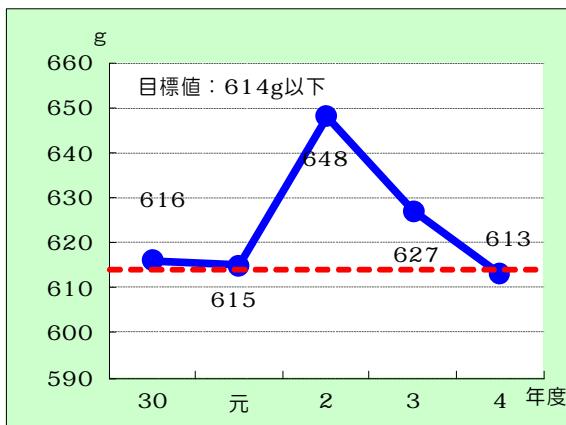
事業の実施状況

(1) 市民・事業者との連携による取組の推進

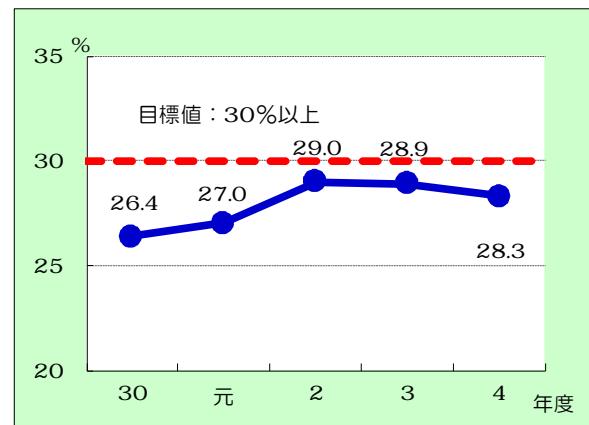
- ① 第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（中間年次改訂版）に基づき、市民・事業者・行政が一体となったごみの減量化・資源化、適正処理・処分を推進しています。
- ② 市民、事業者の代表により構成される坂戸市廃棄物減量等推進審議会を設置し、意見及び提言をごみ処理行政に反映しています。
- ③ ごみ集積所に出される資源物について、持ち去り行為への対策として、巡回監視を行っています。
- ④ 不法投棄防止対策として、定期的に巡回パトロール等を実施するほか、情報専用ダイヤルを設置しています。（TEL 049-283-1070）不法投棄をしている人や車を目撲したときは、情報専用ダイヤル、東松山環境管理事務所、西入間警察署への連絡を周知しています。
- ⑤ 事業者と連携し、処理困難物（廃タイヤ、バッテリー、消火器、パソコン、充電式小型家電等）の有料回収を11月に行いました。

- ⑥ 消費者・事業者・行政が一体となって、ごみ減量・リサイクルの推進を図るため、ごみの減量化及びリサイクルに積極的に取り組む市内60の小売店を『エコショップ』として認定し、広く市民に周知しています。
- ⑦ ごみ減量キャンペーンの一環として、市内の『エコショップ』において「食品ロス削減キャンペーン」を12月から3月に実施し、食品ロスの削減及びごみの発生・排出抑制について啓発しました。

◆市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移



◆リサイクル率の推移



(2) 普及・啓発活動の充実

- ① 広報誌にごみ・資源物排出量を掲載することで、ごみの現状に関する情報発信を行いました。
- ② ごみ・資源物の排出方法及び資源化に関する記事をホームページに掲載し、市民への啓発を行いました。
- ③ スマートフォン用「坂戸ごみ分別アプリ」を運用し、収集日のお知らせ機能、分別区分の検索機能の提供及びごみ・資源物に関する情報発信を行いました。
- ④ 環境教育プログラム等を実施し、様々な世代への環境教育を実施しました。
- ⑤ ごみの減量及びリサイクル意識の高揚を図るため、各種啓発を行いました。
- ⑥ 東清掃センターに搬入された家具の中で、再利用できるものは『リユース家具』として、環境学館いずみにおいて展示販売しました。
- ⑦ 事業系廃棄物の更なる減量とりサイクルへの意識の高揚を図るため、事業系ごみ排出事業者へ啓発チラシの配布を行いました。
- ⑧ (株)マーケットエンタープライズと不要品のリユース（再利用）に関する連携協定を令和4年10月5日に締結し、(株)マーケットエンタープライズが運営しているリユースプラットホーム「おいくら」を市民に周知し、民間リユースを活用したごみ減量を促進しました。
- ⑨ 令和5年1月4日から2月28日まで子育て世帯向けリユース品のマッチング事業を実施し、マッチング成立は、延べ94品目（368点・重量566.98kg）でした。

(3) 減量化及び効率的なりサイクルの推進

- ① 各種事業等におけるパネルの展示及びチラシの配布を通じて、食品ロス削減や生ごみの水切りを啓発しました。
- ② 家庭から排出されるせん定枝の自家処理を促進するため、『せん定枝チップ機』の貸し出しを行っています。貸出回数は108回でした。
- ③ 家庭用生ごみ処理器（機）の購入に際し、補助金を交付しています。補助実績数は、77基でした。
- ④ 資源紙となる雑がみの分別を啓発するため、市役所において雑がみ整理袋を無料で配布しました。
- ⑤ 金、銀、銅などの貴重な資源を含む使用済小型家電（携帯電話等）を回収し、資源化を図りました。
- ⑥ 焼却に伴い発生する焼却灰等については、セメントや人工砂の原料として資源化しています。

(4) 安全で適正な処理システムの構築

- ① 効率的かつ継続的なごみ収集運搬業務を行うため、収集運搬業務を全面委託により実施しています。
- ② 自らごみを排出することが困難な高齢者及び障害者を支援するため、福祉部門と連携し、ふれあい収集を実施しています。
- ③ 西・東清掃センター やサツキクリーンセンターにおいて、効率的な運転と適正な維持管理を行っています。
- ④ ごみ減量の成果により、東清掃センター焼却施設を平成18年度から全面休止しています。
- ⑤ 安全で適正な廃棄物の処理、施設の整備や維持管理費の削減等の観点から、ごみ処理の広域化について検討を進めています。
- ⑥ 市民の利便性の向上及び収集処理における安全性の確保のため、リチウムイオン電池等の「小型充電式電池等」及びリチウムイオン電池等の取外しができない「充電式小型家電等」の分別収集を実施しています。

II 「美しい縁にあふれ、清流が流れるまち」をめざして

1) 清らかな水辺を保全しよう

事業の実施状況

(1) 清流と水辺空間の保全

- ① 高麗川ふるさとの川整備事業を推進し、水辺空間の保全に努めています。
- ② 高麗川河川敷のビオトープについては、関係機関等との連携により、維持・管理に努めています。
- ③ 清流を保つため、下水道の整備促進、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

(2) 水が循環するまちづくり

- ① 雨水再利用設備を備えている環境学館いずみでは、来館者等に雨水利用についての紹介を行っています。
- ② 坂戸小学校に雨水貯留設備、大家公民館に雨水散水設備を設置し、雨水を積極的に活用しています。

◆環境学館いずみ雨水再利用設備



2) 美しい緑を保全しよう

目標の達成状況

実施事項	目標設定時 (中間年次改訂) (平成 28 年度)	目標値 (令和 5 年度)	実績値 (令和 4 年度)	評価
城山の森の整備	整備中	完成	整備中	△
保存樹木等の指定	465 件	510 件	290 件	△
保存樹林の指定面積	20.1ha	51.4ha	9.8ha	×

【評価基準】○：目標達成（100%以上） △：目標未達成（100%未満～50%） ×：目標未達成（50%未満）

※ 保存樹林の指定面積の減少は、坂戸市に対しての寄附及び指定期間を更新しなかった保存樹林があったことによるもので、樹林としての形態は大きく変わっていません。

今後の推進方針

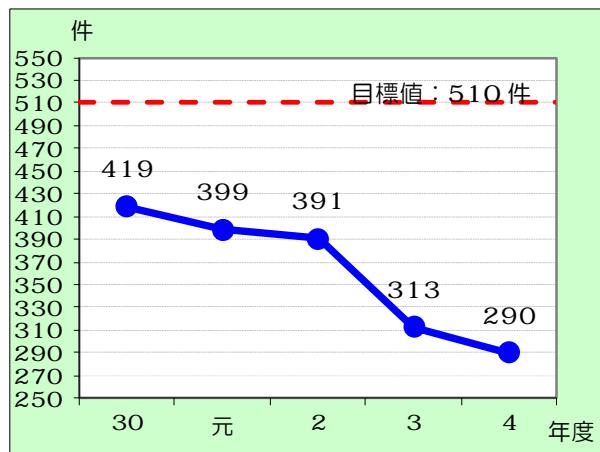
樹林は、二酸化炭素を吸収するため、地球温暖化防止対策において有効なことから、保全が求められています。また、市民のやすらぎの場でもある緑は、次代へ継承すべき貴重な財産となることから、緑の創造と保全により一層取り組んでいきます。

事業の実施状況

(1) 平地林・社寺林等の保全

- ① 市内で唯一まとまった森林である『城山』を保全するため、ボランティアの方々による下草刈りや間伐を実施しました。
- ② 城山の森の啓発のため、散策マップを配布しました。

◆保存樹木の指定状況



(2) 美しく活力ある農村景観の形成

- ① 多面的機能の発揮を支える地域の共同活動等を支援しています。

3) 多様な生き物が生息・生育できる空間を確保しよう

(1) 生き物の生息・生育空間の保全と創造

- ① 環境学館いすみ周辺や高麗川において、自然・生き物の観察教室を開催し、生き物の生息空間の保全について啓発を行いました。
- ② 生態系の保全のため、特定外来生物（アライグマ等）の防除を行っています。

(2) 水と緑の回廊づくり

- ① 高麗川のふるさと遊歩道を広くPRし、市民に水と緑にふれあってもらうため、パンフレットを作成し、市内各所で配布しています。

Ⅲ 「健康で安心して暮らせるまち」をめざして

1) 公害のない安心して暮らせるまちをつくろう

(1) 大気環境の保全

目標の達成状況

実施事項	目標設定時 (中間年次改訂) (平成28年度)	環境基準	実績値 (令和4年度)	評価
二酸化窒素	0.023 ppm	0.04～0.06ppm 以内又はそれ以下	0.02 ppm	○
浮遊粒子状物質（SPM）	0.039 mg/m ³	0.10 mg/m ³ 以下	0.031 mg/m ³	○
微小粒子状物質（PM2.5）	—	35 μg/m ³ 以下	20.5 μg/m ³	○

【評価基準】○：環境基準達成 ×：環境基準未達成

〔今後の推進方針〕

大気環境を良好に保つには、工場等の固定発生源対策はもとより、自動車などの移動発生源対策も必要です。大気汚染防止法等の法令に基づく規制や基準の遵守に向けた指導の徹底など、従来からの取り組みを継続するほか、低公害車の普及を促進していきます。

事業の実施状況

(1) -1 事業場排出対策

- ① 大気汚染防止法等の法令に基づき、工場及び事業場等に指導を行っています。

(1) -2 自動車排出対策

- ① 新規に購入した公用車2台は、低公害車を購入しました。公用車の買い替え時には、低公害車を導入しています。（全公用車103台のうち低公害車は97台・94%）

(2) 水質環境の保全

目標の達成状況

実施事項			目標設定時 (中間年次改訂) (平成28年度)	環境基準	実績値 (令和4年度)	評価
水素イオン濃度 (pH)	高麗川	城山橋	8.0	6.5~8.5	8.0	○
		万年橋	8.0		8.0	○
		北坂戸橋	8.0		7.9	○
	越辺川	石今橋	7.6		7.8	○
		高坂橋	7.9		8.1	○
		川越境	8.0		7.6	○
生物化学的酸素 要求量(BOD) (単位: mg/L)	高麗川	城山橋	0.5	2.0 以下	0.6	○
		万年橋	0.6		0.8	○
		北坂戸橋	0.8		0.8	○
	越辺川	石今橋	0.6		0.8	○
		高坂橋	0.9	3.0 以下	0.9	○
		川越境	2.5		2.5	○
浮遊物質量 (SS) (単位: mg/L)	高麗川	城山橋	<1	25.0 以下	1.3	○
		万年橋	2.0		1.5	○
		北坂戸橋	2.0		1.3	○
	越辺川	石今橋	3.0		1.8	○
		高坂橋	4.0		3.0	○
		川越境	7.0		6.8	○
溶存酸素量 (DO) (単位: mg/L)	高麗川	城山橋	9.9	7.5 以上	9.6	○
		万年橋	11.0		10.6	○
		北坂戸橋	12.0		10.8	○
	越辺川	石今橋	10.0		10.4	○
		高坂橋	10.0	5.0 以上	10.7	○
		川越境	10.0		8.4	○
大腸菌数 (単位: CFU/100mL)	高麗川	城山橋	—	300 以下	57	○
		万年橋	—		33	○
		北坂戸橋	—		20	○
	越辺川	石今橋	—	1,000 以下	122	○
		高坂橋	—		23	○
		川越境	—		55	○

【評価基準】○：環境基準達成 ×：環境基準未達成

※実績値は年平均値

※令和4年度から水質汚濁に係る環境基準についての一部改正により、大腸菌群数から大腸菌数へ見直されたため、大腸菌群数に替え大腸菌数の測定を実施しました。

〔今後の推進方針〕

今後も水質汚濁防止法等に基づく排水規制・指導、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を促進していきます。

事業の実施状況

(2) - 1 事業場排水対策

- ① 水質汚濁防止法等に基づき、排水の指導及び調査を行いました。

(2) - 2 生活排水対策

- ① 公共用水域の水質汚濁の防止を目的に、公共下水道整備区域以外の地域については、合併処理浄化槽への転換設置に対して補助を行いました。また、合併処理浄化槽の適正な管理を図るために、浄化槽法に定める法定検査の受検者に対して補助を行い、併せて浄化槽維持管理一括契約の推進に努めています。

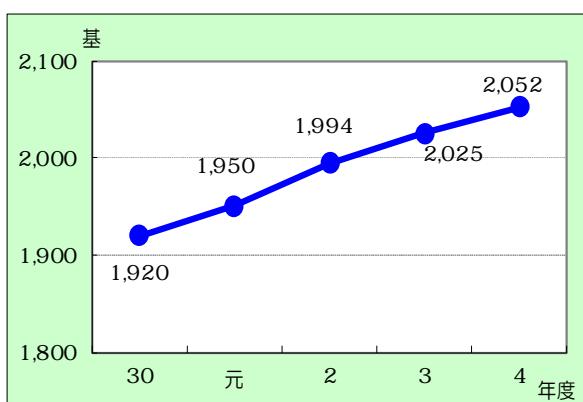
(2) - 3 公共下水道の整備

- ① 公共下水道の整備を進めています。下水道整備率は約95.8%となりました。

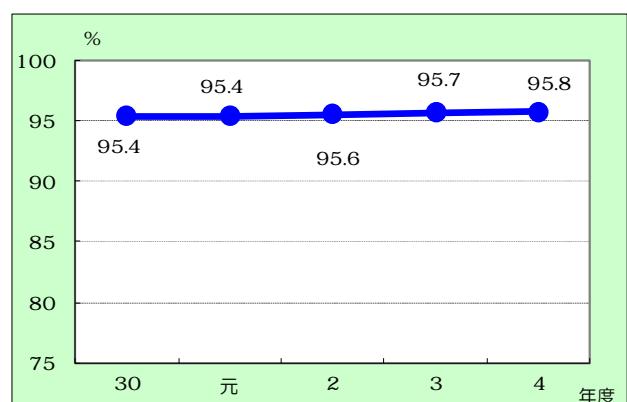
(2) - 4 河川・水路等の浄化

- ① 高麗川・越辺川・飯盛川・葛川・谷治川・大谷川の6河川について、BOD（生物化学的酸素要求量）をはじめとする河川水質調査を年4回実施しました。
- ② 高麗川の3地点（城山橋、万年橋、北坂戸橋）及び越辺川の1地点（石今橋）について、糞便性大腸菌群数の調査を行いました。
- ③ 高麗川と飯盛川について、年2回（夏と冬）河川生物を調査し、生物学的にみた河川の汚濁状況の把握に努めています。

◆合併処理浄化槽設置補助の推移



◆下水道整備率の推移



(3) 騒音・振動の防止

目標の達成状況

【自動車騒音常時監視調査】

(単位：dB)

実施事項			調査結果 (L _{Aeq}) (令和4年度)	環境基準との比較		要請限度との比較		
関越自動車道	騒音	昼間	61	70 以下	○	75 以下	○	
		夜間	59	65 以下	○	70 以下	○	
日高川島線		昼間	67	70 以下	○	75 以下	○	
		夜間	61	65 以下	○	70 以下	○	

【評価基準】○：達成 ×：未達成

自動車騒音常時監視調査とは、騒音規制法第18条の規定に基づく調査であり、平成24年度に県から市へ権限移譲されたものです。

本市では、評価対象路線の環境基準達成状況を把握するため、平成25年度から調査を始めました。

今後の推進方針

毎年調査路線の選定を行い、調査を実施します。

事業の実施状況

(3) - 1 事業活動に伴う騒音・振動対策

- ① 騒音規制法・振動規制法等に基づき、発生源に対しての指導に努めています。

(3) - 2 自動車騒音・振動対策

- ① 市内の主要幹線道路を対象とした自動車騒音常時監視調査を実施し、環境基準の達成状況を把握しました。

(3) - 3 近隣騒音対策

- ① カラオケ等の音響装置を使用する深夜営業店に対しての事前指導を実施しています。

(4) その他の公害の防止

事業の実施状況

- ① 悪臭防止法等に基づき、発生源に対しての指導に努めています。
- ② 土地の埋め立てについては、適正な指導に努めています。
- ③ 公共施設など8施設の空間放射線量を半年毎に測定し、ホームページで公表しました。

2) 有害化学物質がないまちをつくろう

目標の達成状況

実施事項		目標設定時 (中間年次改訂) (平成 28 年度)	環境基準	実績値 (令和 4 年度)	評価
ダイオキシン類濃度	大気 (単位 : pg-TEQ/m ³)	市役所	0.019	0.6 以下	0.015 ○
		三芳野公民館	0.038		0.017 ○
		勝呂公民館	0.031		0.016 ○
		入西地域交流センター	0.024		0.020 ○
		城山公民館	0.020		0.010 ○
ダイオキシン類濃度	土壌 (単位 : pg-TEQ/g)	入西地域交流センター	7.9	1,000 以下	6.5 ○
		勝呂公民館	8.8	1,000 以下	8.9 ○
河川水 (単位 : pg-TEQ/l)	高麗川	0.041	1.0 以下	0.068 ○	
	越辺川	0.043		0.054 ○	
河川底質 (単位 : pg-TEQ/g)	高麗川	0.74	150 以下	0.23 ○	
	越辺川	1.4		0.025 ○	

【評価基準】○：環境基準達成 ×：環境基準未達成

今後の推進方針

ダイオキシン類は、焼却過程等において非意図的に生成される有害化学物質です。ダイオキシン類は蓄積される物質であり、人の健康にも重大な影響を与えるおそれのある物質であることから、発生源に対しての未然の防止が必要であり、今後も啓発および監視に努めていきます。

事業の実施状況

(1) 有害化学物質対策の推進

- ① ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制・基準の遵守について指導するとともに、野外焼却の防止に向けた指導を行っています。
- ② 西清掃センターでは、排出ガスに含まれるダイオキシン類濃度の測定調査をしており、施設の適正な管理に努めています。
- ③ 大気及び土壤中に含まれるダイオキシン類濃度の調査を実施しました。
- ④ 高麗川・越辺川の河川水と河川底質について、ダイオキシン類調査を実施しました。
- ⑤ 化学物質排出把握管理促進法（P R T R 法）に基づき、国や県との連携を図り、情報提供に努めています。
- ⑥ 地下水については、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン等の調査を市内3か所で実施しました。

IV 「身边に緑が感じられる潤いのある快適なまち」をめざして

1) 潤いのあるまちをつくろう

事業の実施状況

(1) 個性ある公園づくりの推進

- ① 公園清掃ボランティアに、清掃活動の協力をいただきました。

(2) 潤いのある街なみづくり

- ① 身近に緑が感じられる住環境の形成を図るため、開発行為等に際し、できる限り 緑化（生垣・植栽・芝生等）に努めるよう事業者等に一定の理解と協力を求めて います。

2) きれいなまちにしよう

目標の達成状況

実施事項	目標設定時 (中間年次改訂) (平成28年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)	評価
市民花壇数	60か所	66か所	54か所	△

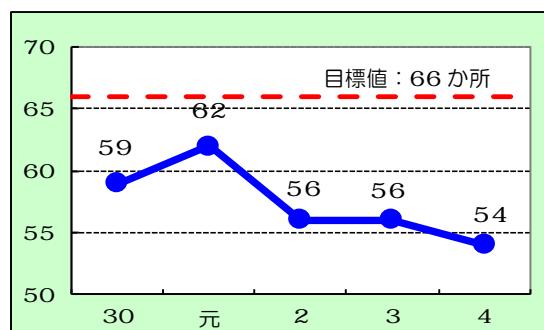
【評価基準】○：目標達成（100%以上） △：目標未達成（100%未満～50%） ×：目標未達成（50%未満）

事業の実施状況

(1) まちの緑化の推進

- ① 地域における花いっぱい運動を推進しています。
 ② 『花いっぱいのまちづくり』を推進するため、市民花壇へ花苗を配付しています。
 ③ 市内各所にボランティアによる市民花壇の設置を進めています。
 ④ 花に親しんでもらうため、各種講習会を開催しました。
 ⑤ オープンガーデン事業を通し、各家庭における花と緑の促進を行いました。

◆市民花壇の箇所数の推移



(2) 環境美化の推進

- ① 環境美化を推進するため、地域の協力を得て『地域美化清掃活動』を展開しています。
- ② 多発する不法投棄を抑制するため、市内に監視カメラを設置するとともに、定期的に巡回パトロールを実施しています。
- ③ 空き地等の所有者に対して、雑草除去の指導を行うとともに、自ら除去できない場合は、所有者から委託（有料）を受けて雑草除去を進めています。
- ④ 飼い主のいない猫対策事業として、公益財団法人どうぶつ基金へ「行政枠さくら猫TNR事業」の団体として登録し、無料不妊手術チケット計135枚を配布しました。

3) 安全に暮らせるまちをつくろう

目標の達成状況

実施事項	目標設定時 (中間年次改訂) (平成28年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)	評価
放置自転車撤去台数	1,071台	1,000台以下	224台	○

【評価基準】○：目標達成（100%以上）△：目標未達成（100%未満～50%）×：目標未達成（50%未満）

今後の推進方針

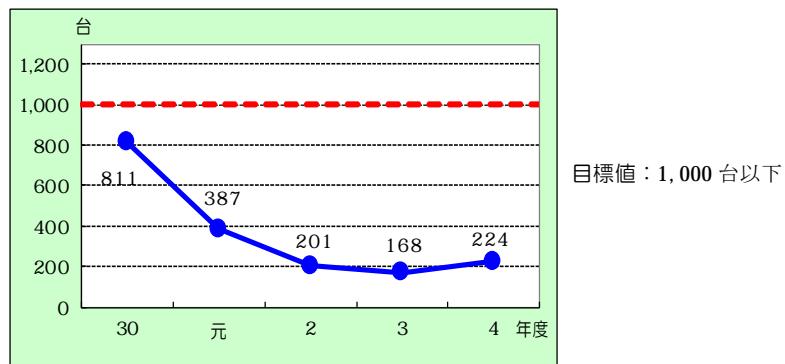
放置自転車は、駅周辺の美観や環境を損なうばかりではなく、通行の障害等の問題も引き起こします。そのため、違反車両の撤去や自転車駐車場の管理はもとより、自転車利用者のマナーの向上を図っていきます。

事業の実施状況

(1) 交通安全対策の推進

- ① 見通しの悪い交差点については、カーブミラーを設置するなどの安全対策を実施しました。
- ② 子どもを中心に各種交通安全教室を開催しました。
- ③ 坂戸駅・北坂戸駅・若葉駅で放置自転車の撤去を定期的に実施し、令和4年度は224台を撤去しました。
- ④ 引き取りのない放置自転車については、坂戸リサイクル自転車小売商組合等の協力を得て、リサイクルを進めています

◆放置自転車撤去台数の推移



(2) 安全な生活空間づくり

- ① 自主防災組織の結成を促進し、『自分たちのまちは自分たちで守る』という自助意識を高めています。現在109団体結成されています。

V 「一人一人が環境を学び、行動するまち」をめざして

1) 環境をともに学んでいこう

目標の達成状況

実施事項	目標設定時 (中間年次改訂) (平成 28 年度)	目標値 (令和 5 年度)	実績値 (令和 4 年度)	評価
環境学館いすみの利用者数	年 10,436 人	年 11,500 人	年 7,059 人	×
環境学習講座の開催数	年 107 回	現状以上 (年 107 回)	年 73 回	×
環境教育プログラム実施回数	年 43 回	現状以上 (年 43 回)	年 14 回	×

【評価基準】○：目標達成 ×：目標未達成

※令和 4 年度は新型コロナウィルス感染症感染拡大防止のため講座等を一部実施しませんでした。

今後の推進方針

持続可能な社会づくりのためには、私たちを取り巻く環境問題について正しい認識と知識を持ち、環境保全に対する意識を高める必要があります。

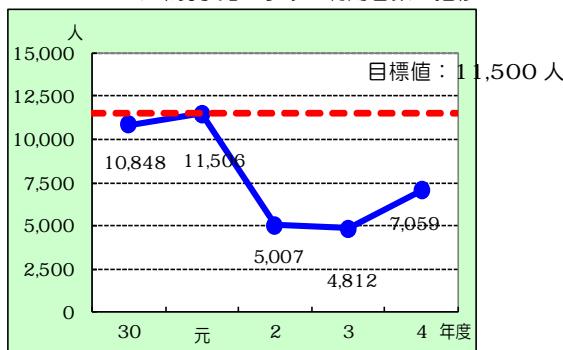
今後も、坂戸市環境教育プログラムの実践に加え、『環境学館いすみ』を拠点とした環境教育・環境学習の充実に努めます。

事業の実施状況

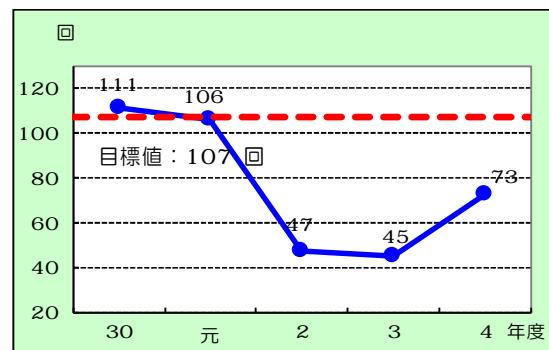
(1) 環境教育・環境学習の充実

- ① 環境学館いすみでは、環境学習講座を開催しています。73回開催し、延べ869人が受講しました。
- ② 小・中学校の総合的な学習の時間等を活用し、坂戸市環境教育プログラムによる環境教育を実施しています。14回実施し、延べ828人が受講しました。
- ③ こどもエコクラブの充実・拡大を図るためPRを行いました。
- ④ ごみ減量・リサイクル意識の高揚を図るため、『4R推進巡回展示』を小・中学校4校において実施しました。

◆環境学館いすみの利用者数の推移



◆環境学習講座の開催状況



(2) 環境情報の活用

- ① 環境学館いづみや各公共施設等を利用し、様々な環境情報を提供しています。
- ② 必要な環境情報をいつでも入手できるよう、ホームページの充実に努めました。
- ③ 坂戸市環境報告書（本書）を通し、定期的な情報提供を行いました。

2) 環境保全活動の輪を広げていこう

事業の実施状況

(1) 環境ボランティア活動の促進

- ① ボランティアとの共同により、環境に関する各種講座等の企画・運営を行っています。
- ② 地域で清掃活動を行っている市民に対し、清掃用具等の貸出・支給をする『清掃ボランティアサポート制度“きれいにし隊”』を実施しています。
- ③ 市内各所でボランティアによる市民花壇の設置を促進しています。

(2) 環境保全活動のネットワーク化

- ① 環境審議会を通じて市民・事業者・環境保全団体との連携を行っています。
- ② 環境イベントにおいて事業者・環境保全団体と協力し、環境保全について啓発しています。

資料編

主要データ	34
坂戸市の概要	34
I 「地球にやさしい循環型社会のまち」をめざして	35
II 「美しい縁にあふれ、清流が流れるまち」をめざして	40
III 「健康で安心して暮らせるまち」をめざして	41
IV 「身近に縁を感じられる潤いのある快適なまち」をめざして	55
V 「一人一人が環境を学び、行動するまち」をめざして	57
環境基準	60
放射性物質対策	61
環境部設置後の主な実績	65
環境用語集	72
環境関連条例	80

■ 主要データ ■

● 坂戸市の概要

1 坂戸市の気温等

(1月から12月の測定)

資料：統計坂戸

年	気温 (°C)			平均湿度 (%)	平均風速 (m/S)	降水量 (mm)	晴日数 (日)
	最高	最低	平均				
H17	36.4	-5.1	14.7	73.3	1.8	1,308.0	218
18	36.7	-5.4	15.0	78.0	1.7	1,416.0	173
19	39.1	-2.6	15.5	76.3	1.8	1,081.5	218
20	36.7	-3.8	15.1	77.7	1.7	1,429.0	198
21	37.2	-4.3	15.4	77.3	1.7	1,142.0	184
22	37.9	-5.0	15.6	78.0	1.7	1,264.0	208
23	39.8	-6.8	15.1	74.9	1.8	1,318.5	210
24	37.5	-6.2	14.9	74.9	2.0	1,214.0	203
25	38.4	-5.3	15.5	73.5	2.0	1,140.5	222
26	38.4	-4.6	15.1	72.1	1.9	1,490.0	223
27	37.9	-3.5	15.8	71.2	1.8	1,265.5	210
28	36.7	-5.8	15.6	74.3	1.8	1,133.0	204
29	36.8	-5.9	15.0	72.7	1.9	1,347.0	216
30	39.9	-6.0	16.3	73.6	1.8	1,092.0	228
R元	37.6	-4.5	16.0	70.0	2.0	1,715.0	203
R2	39.3	-4.1	16.0	68.1	1.8	1,453.0	215
R3	37.5	-6.1	15.8	67.4	1.8	1,363.5	208
R4	39.3	-5.3	15.8	68.9	1.8	1,289.0	202

2 坂戸市の人口の推移

(各年 1月 1日現在)

資料：統計坂戸

年	世帯数	総 数(人)	人口密度(人)	1世帯当たりの平均世帯員数
H18	39,452	99,668	2,432.7	2.53
19	40,079	100,145	2,444.3	2.50
20	40,539	100,209	2,445.9	2.47
21	41,297	100,634	2,456.3	2.44
22	41,853	101,240	2,471.1	2.42
23	42,201	101,254	2,471.4	2.40
24	42,582	101,289	2,472.3	2.38
25	42,482	101,018	2,465.7	2.38
26	42,960	101,069	2,466.9	2.35
27	43,496	101,203	2,467.2	2.33
28	44,215	101,388	2,471.7	2.29
29	44,827	101,531	2,475.2	2.26
30	45,316	101,338	2,470.5	2.24
31	45,775	101,214	2,467.4	2.21
R2	46,307	101,003	2,462.3	2.18
R3	46,735	100,612	2,452.8	2.15
R4	46,898	99,992	2,437.6	2.13
R5	47,507	99,763	2,432.1	2.10

住民基本台帳より

I 「地球にやさしい循環型社会のまち」をめざして

1) 地球温暖化の防止に努めよう

◆住宅用太陽光発電システム設置費補助状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
補助件数（件）	75	57	38	48	49
総出力（kW）	447.01	335.88	223.95	363.56	333.37

◆地球温暖化に関するイベント、キャンペーン開催回数

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
開催回数（回）	4	3	2	2	2

◆市の公共施設への再生可能エネルギー設備導入状況

施設名	設置箇所	用途	種類・出力	
環境学館いずみ	屋根	館内照明・空調・売電	太陽光 (10kW)	
	駐車場	道路照明	太陽光 (0.055 kW)	風力 (0.072kW)
溝端公園	園内	照明灯・非常用電源	太陽光 (0.4kW)	風力 (0.6kW)
伊豆の山公園	トイレ	トイレ内照明	太陽光 (0.15kW)	
西坂戸運動公園	トイレ	トイレ内照明	太陽光 (0.01kW)	
坂戸小学校	校舎	校舎用電源	太陽光 (27.3 kW)	
入西地域交流センター	屋根	館内照明・コンセント	太陽光 (20 kW)	
東坂戸出張所	屋根	売電	太陽光 (11.42kw)	※施設は UR 都市再生機構の所有
北坂戸団地集会所	屋根	売電	太陽光 (30.95kw)	
西清掃センター	焼却施設	空調・熱供給	ごみ燃焼発熱量(基準ごみ 2伊運動 冬季)=23,725MJ/h うち空調・熱供給等利用=3,449 MJ/h	
勝呂公民館	屋根	館内照明・コンセント	太陽光 (10.26kW)	
大家公民館	屋根	館内照明・コンセント	太陽光 (10.26kW)	
高麗川コミュニティパーク管理棟	屋根	売電	太陽光 (10.8kW)	

◆市庁舎のエネルギー等使用量

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
電力 (kWh)	647,418	665,025	680,981	703,339	671,301
都市ガス (m ³)	58,448	58,903	62,834	59,278	57,653
LPGガス (m ³)	877	954	917	794	791
灯油 (ℓ)	72	36	121	912	0
ガソリン (ℓ)	24,685	23,729	18,426	19,377	18,448
軽油 (ℓ)	2,340	2,779	2,403	2,215	2,247
水道 (m ³)	4,735	4,993	5,359	5,104	4,856

◆市の公共施設の温室効果ガス排出量

【施設別】

(単位: t -CO₂)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
本 庁 舎	509	513	498	499	456
小 中 学 校	1,939	1,845	1,922	1,850	1,923
その他の施設	4,229	4,089	3,451	3,633	3,969
廃棄物焼却	6,257	6,702	6,408	5,821	6,337
計	12,934	13,150	12,280	11,803	12,685

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

※令和3年度の排出量について、令和4年度訂正があったため、排出量を変更しています。

【種類別】

(単位: t -CO₂)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
二酸化炭素	12,554	12,759	11,907	11,441	12,317
メ タ ン	1	1	1	1	1
一酸化二窒素	379	390	372	361	367
計	12,934	13,150	12,280	11,803	12,685

※二酸化炭素に換算した数値です。

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

※令和3年度の排出量について、令和4年度訂正があったため、排出量を変更しています。

◆市民バス利用状況

(単位: 人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	125,386	149,339	118,071	139,007	163,896

◆低公害車の保有台数

(単位: 台)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
電 気	1	1	1	1	1
天 然 ガ ス	3	2	2	2	2
ハイブリッド	4	4	5	5	5
低 排 出 ガ ス	93	94	90	90	89
計	101	101	98	98	97

2) ごみの減量化・資源化・適正処理を進めよう

◆ごみ・資源物排出量の状況

	平成 30 年度	令和元年度※ ²	令和 2 年度※ ²	令和 3 年度	令和 4 年度
燃やせるごみ (t)	20,472	20,284	19,781	19,510	19,368
燃やさないごみ (t)	1,512	1,583	1,828	1,563	1,420
粗大ごみ (t)	1,262	1,277	1,469	1,350	1,259
乾電池・蛍光管 (t)	31	32	34	28	26
小型充電式電池等※ ³ (t)	-	-	-	0.1	0.4
充電式小型家電等※ ³ (t)	-	-	-	2	7
資源プラスチック (t)	1,521	1,530	1,540	1,507	1,453
資源カン・ピン (t)	912	868	924	869	814
資源ペットボトル (t)	359	344	346	351	349
資源紙 (t)	1,634	1,707	2,136	2,029	1,893
資源布 (t)	255	278	338	329	287
使用済小型家電 (t)	55	25	0.2※ ⁴	0.2※ ⁴	0.2※ ⁴
計※ ⁵ (t)	28,013	27,928	28,396	27,538	26,876
家庭系※ ⁵ (t)	22,768	22,769	23,752	22,913	22,375
事業系※ ⁵ (t)	5,245	5,159	4,644	4,625	4,501
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※ ¹ (g)	616	615	648	627	613

※¹ 事業系ごみ排出量を除いた数値で算出しています。

※² 令和元年台風第19号に伴い発生した災害廃棄物量は含みません。（参考：令和元年度は1,076 t、令和2年度は22 t、災害廃棄物を処理しました。）

※³ 令和3年12月1日から、「小型充電式電池等」及び「充電式小型家電等」の収集を新たに開始しました。

※⁴ 使用済小型家電は、回収対象品目のうち、リサイクル事業者に対して有価で引き渡すことが可能なものを集計しています。令和2年度以降は、有価となる品目が限られたことから、回収量が減少しました。

※⁵ 合計の数値は、端数処理のため小数点以下を切り捨てています。

◆リサイクル率の状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
排 出 量 (t)	28,013	27,928	28,396	27,538	26,876
資 源 化 量 (t)	7,384	7,536	8,229	7,962	7,615
直 接 資 源 化 (t)	4,467	4,471	5,058	4,917	4,666
再 生 利 用 (t)	572	588	685	641	554
セメント原 料 (t)	2,345	2,477	2,486	2,404	2,395
リ サ イ ク ル 率 (%)	26.4	27.0	29.0	28.9	28.3

※リサイクル率 (%) = 資源化量 / 排出量

※資源集団回収量は含みません。

◆最終処分率の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
排出量(t)	28,013	27,928	28,396	27,538	26,876
最終処分量(t)	704	698	738	581	584
最終処分率(%)	2.5	2.5	2.6	2.1	2.2

※最終処分率(%) = 最終処分量 / 排出量

◆リユース家具の販売状況の販売状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回 数 (回)	2	3	2	1	1
販 売 数 (点)	44	73	40	31	34

◆家庭用生ごみ処理器（機）の普及状況

(単位：基)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
単年度	EM容器	16	19	6	6
	コンポスト	18	16	9	17
	電気式	9	14	18	20
	手作り	0	0	0	0
	計	43	49	33	43
累計	EM容器	899	918	924	930
	コンポスト	3,145	3,161	3,170	3,187
	電気式	1,438	1,452	1,470	1,490
	手作り	253	253	253	253
	計	5,735	5,784	5,817	5,860

◆マイバッグ推進運動の実施状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施期間	—	—	—
延べ参加店舗数	57 店舗	—	—
参加者数	延 2,225 人	—	—
レジ袋削減量	—	—	—

※令和元年度は災害廃棄物対応のため、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、実施しませんでした。また、令和2年7月1日から全国でレジ袋の有料化制度が施行されて以降、マイバッグの利用が普及したことから、令和3年度以降はマイバッグ推進運動を実施していません。

◆ごみ学習会等の実施状況

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
学習会・懇談会等	(回)	2	1	0	3	0
	(人)	31	40	0	24	0
学校での展示	(校)	[小] 4	[小] 2	[小・中] 3	[中] 4	[小・中] 4
イベント参加	(回)	2	0	0	0	0
食器貸し出し	(回)	14	9	0	0	0

※令和元年度は災害廃棄物対応のため、令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、イベント等を一部実施しませんでした。

◆最終処分場埋立量

(単位 : m³)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
スラグ	0	0	0	0	0
セメント固化物	0	0	0	0	0
破碎残渣	902	956	970	797	837
覆土	0	0	0	0	0
計	902	956	970	797	837
累計	97,366	98,322	99,292	100,089	100,926

※平成29年度に最終処分場の現地測量を実施し、埋立容量を算出しました。平成30年度から埋立地内に搬入済みの覆土を使用しているため、覆土量は0m³としています。

◆不法投棄物処分状況

(単位 : kg)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
処分量	5,210	2,420	3,940	3,360	970

Ⅱ 「美しい縁にあふれ、清流が流れるまち」をめざして

1) 清らかな水辺を保全しよう

◆河川ビオトープの設置状況

名称	規模	場所
浅羽ビオトープ	5ha	高麗川浅羽堤外地

2) 美しい縁を保全しよう

◆保存樹木の指定件数

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和 3 年度	令和4年度
樹木	335	316	307	236	222
樹林	29	28	28	27	23
生け垣	55	55	56	50	45
計	419	399	391	313	290

◆保存樹林の面積

(単位：m²)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和 3 年度	令和4年度
市街化区域	13,859	13,859	13,859	13,859	6,750
市街化調整区域	99,918	97,736	97,736	94,268	91,794
計	113,777	111,595	111,595	108,127	98,544

◆保存生け垣の延長

(単位：m)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和 3 年度	令和4年度
生け垣	5,137	5,137	4,789	4,267	3,967

◆緑と花と清流基金の運用状況

【積立】

(単位：円)

	金額
利子	540
計	540

※令和2年度から当面の間ごみ減量換算分の積立ては行わないこととしました。

◆市民農園の利用状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和4年度
区画数(区画)	239	217	217	217	217
利用者数(人)	171	149	138	138	145

Ⅲ 「健康で安心して暮らせるまち」をめざして

1) 公害のない安心して暮らせるまちをつくろう

(1) 大気環境の保全

◆大気の二酸化窒素の状況（常時監視） 測定地点：芦山公園

【経年変化】

〔単位：ppm〕

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
日平均値の 98% 値	0.022	0.019	0.022	0.019	0.020
年平均値	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008

【当該年度月別変化】

〔単位：ppm〕

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平均値	0.007	0.006	0.007	0.006	0.005	0.005	0.007	0.010	0.012	0.011	0.011	0.009

◆二酸化窒素の状況 測定地点：国道 407 号（柳町地内）

〔単位：ppm〕

	11月 3日	11月 4日	11月 5日	11月 6日	11月 7日	11月 8日	11月 9日	時間 最大値	時間 最小値	平均値
日平均値	0.018	0.015	0.016	0.011	0.020	0.017	0.026	0.046	0.005	0.018

◆大気の浮遊粒子状物質の状況（常時監視） 測定地点：芦山公園

【経年変化】

〔単位：mg/m³〕

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
日平均値の 2% 除外値	0.040	0.041	0.051	0.030	0.031
年平均値	0.019	0.017	0.018	0.013	0.013

【当該年度月別変化】

〔単位：mg/m³〕

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平均値	0.014	0.012	0.017	0.015	0.017	0.014	0.011	0.013	0.007	0.009	0.011	0.016

◆大気の光化学オキシダントの状況（常時監視） 測定地点：芦山公園

【経年変化】

	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
環境基準を超えた時間数	時間	562	510	410	472	408
瞬間の 1 時間値の最高値	ppm	0.139	0.122	0.130	0.114	0.142

【当該年度月別変化】

〔単位：ppm〕

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
瞬間の 1 時間 値の最高値	0.099	0.098	0.142	0.125	0.113	0.077	0.072	0.066	0.042	0.048	0.057	0.082

◆光化学スモッグ注意報等の発令状況（県南西部地区）

〔単位：回〕

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
予 報	4	9	2	2	9
注意報	2	5	3	2	5
警 報	0	0	0	0	0

◆微小粒子状物質の状況（常時監視） 観測地点：芦山公園

【経年変化】

〔単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 〕

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
年平均値	12.7	10.6	10.6	9.4	10.0

【当該年度月別変化】

〔単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 〕

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平均値	11.6	9.9	14.6	9.8	10.7	8.9	8.5	10.7	7.2	9.5	9.3	10.9

◆西清掃センターの排出ガスの状況

【1号炉】（ダイオキシン類濃度以外は年平均）

	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	排出基準
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/ m^3N	0.23	0.068	0.066	0.078	0.070	10
ダスト濃度	g/ m^3N	<0.0036	0.0043	0.0042	<0.0041	<0.0036	0.25
全硫黄酸化物濃度	$\text{m}^3\text{N}/\text{h}$	<0.009	<0.009	<0.009	<0.0072	0.0078	82.47
窒素酸化物濃度	ppm	105	115	113	118	110	250
塩化水素濃度	mg/ m^3N	<6.2	<7.1	<7.8	<4.6	2.3	200

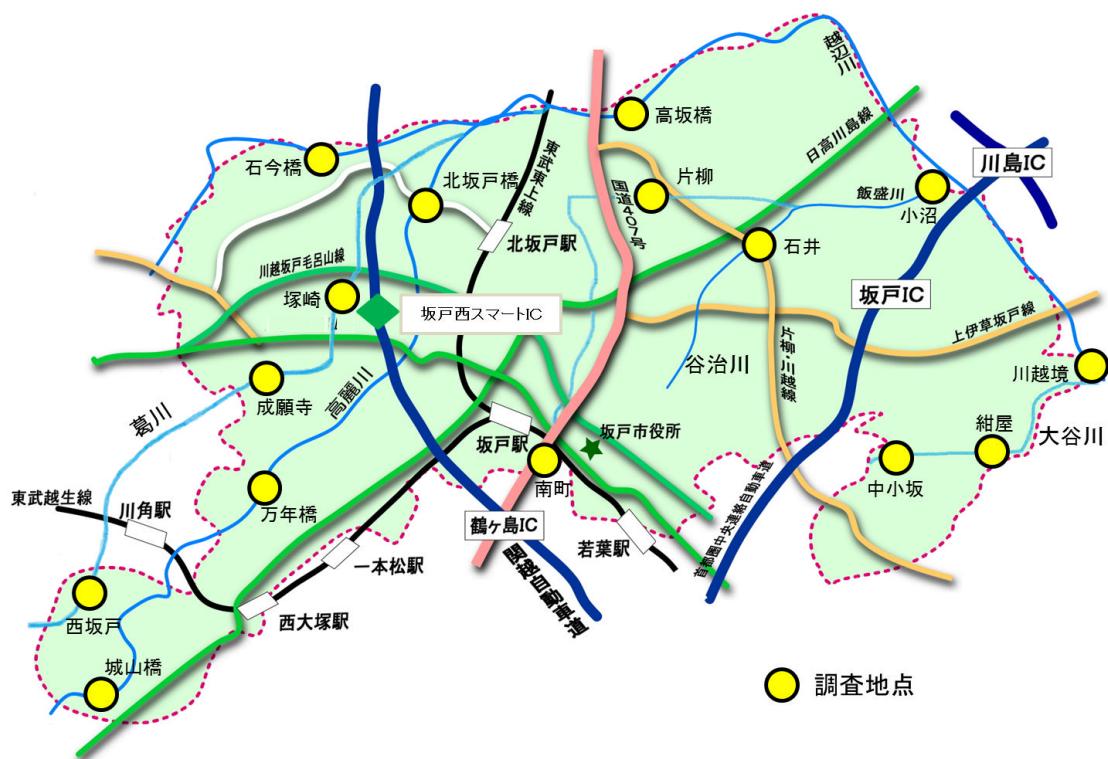
【2号炉】（ダイオキシン類濃度以外は年平均）

	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	排出基準
ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/ m^3N	0.026	0.048	0.091	0.048	0.060	10
ダスト濃度	g/ m^3N	<0.0036	0.0052	0.0039	0.0043	0.0036	0.25
全硫黄酸化物濃度	$\text{m}^3\text{N}/\text{h}$	<0.009	<0.009	<0.010	<0.0075	<0.0056	82.47
窒素酸化物濃度	ppm	101	105	112	107	89	250
塩化水素濃度	mg/ m^3N	<7.0	<7.3	<7.9	<3.5	<2.1	200

※ 令和 3 年度から、ダスト濃度及び全硫黄酸化物濃度は算出方法等が変更になりました。

(2) 水質環境の保全

◆ 河川水質調査地点



◆河川の水素イオン濃度 [pH]

【経年変化】

(値は年平均 単位: pH)

地点		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
高麗川	城山橋	7.9	7.8	8.1	8.0	8.0	6.5～8.5
	万年橋	7.9	7.6	7.8	7.8	8.0	
	北坂戸橋	7.8	7.6	7.8	7.8	7.9	
越辺川	石今橋	7.6	7.5	7.7	7.7	7.8	
	高坂橋	7.8	7.6	7.8	7.7	8.1	
	川越境	7.7	7.6	7.6	7.6	7.6	
飯盛川	南町	7.4	7.7	7.4	7.3	7.4	
	片柳	7.4	7.3	7.3	7.3	7.5	
	小沼	7.5	7.4	7.5	7.5	7.5	
葛川	西坂戸	7.8	7.8	8.0	8.1	8.2	環境基準なし
	成願寺	7.6	7.7	7.8	7.5	8.0	
	塚崎	7.5	7.5	7.5	7.4	7.4	
谷治川	石井	7.2	7.3	7.4	7.3	7.3	
大谷川	中小坂	7.6	7.6	7.7	7.7	7.8	
	紺屋	7.6	7.5	7.7	7.7	7.8	

【当該年度季別変化】

(単位: pH)

地点		5月12日	8月22日	10月17日	1月12日	環境基準
高麗川	城山橋	8.0	8.0	8.0	8.0	6.5～8.5
	万年橋	8.4	7.8	7.9	8.0	
	北坂戸橋	8.0	7.7	7.8	7.9	
越辺川	石今橋	8.1	7.9	7.6	7.7	
	高坂橋	8.4	8.1	8.0	7.8	
	川越境	7.5	7.7	7.6	7.6	
飯盛川	南町	7.4	7.4	7.4	7.5	
	片柳	7.3	7.9	7.3	7.3	
	小沼	7.7	7.5	7.3	7.6	
葛川	西坂戸	8.1	8.5	8.2	8.1	環境基準なし
	成願寺	7.8	7.7	7.8	8.5	
	塚崎	7.5	7.4	7.4	7.4	
谷治川	石井	7.4	7.3	7.2	7.3	
大谷川	中小坂	7.8	7.9	7.6	7.7	
	紺屋	7.7	7.9	7.7	7.8	

※ 環境基準(河川水質)の有無について

水質汚濁に係る環境基準には、全ての公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」と河川等の利水目的に応じた水域に区切って類型を設けた「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」があります。P44~50 に記載の河川水質に係る環境基準は、生活環境の保全に関する基準(生活環境項目)で、河川の類型ごとに定められており、高麗川、越辺川については類型指定されているため基準値があり、飯盛川、葛川、谷治川、大谷川については類型指定されていないため、環境基準がありません。

◆河川の生物化学的酸素要求量〔BOD〕

【経年変化】

(値は年平均 単位: mg/L)

地点		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
高麗川	城山橋	0.6	0.7	0.6	2.2	0.6	2.0 以下
	万年橋	1.2	0.6	0.6	2.3	0.8	
	北坂戸橋	0.8	1.2	0.5	1.0	0.8	
越辺川	石今橋	1.1	0.8	0.5	0.8	0.8	3.0 以下
	高坂橋	0.8	0.8	0.7	0.9	0.9	
	川越境	3.2	1.9	2.2	3.0	2.5	
飯盛川	南町	2.4	1.3	1.0	1.4	1.1	環境基準なし
	片柳	4.7	3.6	3.8	3.4	7.3	
	小沼	4.7	5.2	5.0	4.9	5.7	
葛川	西坂戸	0.9	0.7	0.7	0.9	0.8	環境基準なし
	成願寺	2.1	1.2	1.0	1.3	1.6	
	塚崎	1.0	0.8	0.6	1.0	0.8	
谷治川	石井	1.7	1.3	1.8	2.0	3.1	
大谷川	中小坂	1.8	1.4	1.5	1.9	3.0	
	紺屋	1.9	1.3	1.2	1.6	1.7	

(平均値の算出において、「定量下限値以下」は定量下限値を用いました。)

【当該年度季別変化】

(単位: mg/L)

地点		5月12日	8月22日	10月17日	1月12日	環境基準
高麗川	城山橋	0.7	0.5	<0.5	0.7	2.0 以下
	万年橋	0.9	0.7	<0.5	<0.5	
	北坂戸橋	0.9	0.7	<0.5	0.9	
越辺川	石今橋	1.1	<0.5	<0.5	0.5	3.0 以下
	高坂橋	0.9	0.9	<0.5	0.8	
	川越境	3.7	1.5	1.3	3.6	
飯盛川	南町	1.2	0.8	0.6	1.9	環境基準なし
	片柳	10.0	2.8	6.4	10.0	
	小沼	6.2	2.6	6.3	7.6	
葛川	西坂戸	0.9	0.9	0.7	0.7	環境基準なし
	成願寺	1.8	0.7	1.7	2.3	
	塚崎	1.0	0.7	<0.5	0.6	
谷治川	石井	2.8	1.5	1.1	7.1	
大谷川	中小坂	1.5	0.9	0.8	8.6	
	紺屋	2.0	1.0	0.5	3.2	

◆河川の浮遊物質量〔SS〕

【経年変化】

(値は年平均 単位: mg/L)

地点		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
高麗川	城山橋	1.0	2.0	5.0	3.8	1.3	25.0 以下
	万年橋	2.0	1.0	1.3	4.3	1.5	
	北坂戸橋	3.0	2.0	2.0	3.3	1.3	
越辺川	石今橋	2.0	3.0	3.0	3.3	1.8	
	高坂橋	4.0	7.0	3.0	5.3	3.0	
	川越境	7.0	16.0	9.0	11.0	6.8	
飯盛川	南町	8.0	5.0	3.0	4.0	2.8	
	片柳	4.0	4.0	3.0	4.3	4.5	
	小沼	7.0	9.0	12.0	12.8	7.3	
葛川	西坂戸	7.0	8.0	4.0	9.5	3.0	環境基準 なし
	成願寺	2.0	6.0	6.0	4.0	4.5	
	塚崎	5.0	7.0	3.0	7.8	5.0	
谷治川	石井	4.0	3.0	8.0	7.8	10.3	
大谷川	中小坂	4.0	5.0	3.0	6.3	4.3	
	紺屋	6.0	5.0	4.0	5.0	3.5	

(平均値の算出において、「定量下限値以下」は定量下限値を用いました。)

【当該年度季別変化】

(単位: mg/L)

地点		5月12日	8月22日	10月17日	1月12日	環境基準
高麗川	城山橋	2	1	<1	<1	25.0 以下
	万年橋	3	1	1	<1	
	北坂戸橋	2	1	1	<1	
越辺川	石今橋	4	<1	<1	<1	
	高坂橋	6	2	2	2	
	川越境	9	12	2	4	
飯盛川	南町	4	1	3	3	
	片柳	6	4	5	3	
	小沼	9	6	9	5	
葛川	西坂戸	4	1	6	1	環境基準 なし
	成願寺	10	2	4	2	
	塚崎	6	7	5	2	
谷治川	石井	4	4	7	26	
大谷川	中小坂	6	3	4	4	
	紺屋	5	4	3	2	

◆河川の溶存酸素量〔DO〕

【経年変化】

(値は年平均 単位: mg/L)

地点		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準
高麗川	城山橋	9.4	10.0	10.0	9.7	9.6	7.5 以上
	万年橋	10.0	10.0	11.0	9.9	10.6	
	北坂戸橋	10.0	10.0	10.0	10.3	10.8	
越辺川	石今橋	9.2	9.4	9.9	9.7	10.4	5.0 以上
	高坂橋	10.0	9.0	9.9	9.1	10.7	
	川越境	10.0	9.0	8.8	8.4	8.4	
飯盛川	南町	9.0	8.7	9.9	8.6	9.6	
	片柳	8.3	8.3	8.4	8.5	8.5	
	小沼	8.1	7.7	8.2	8.2	7.9	
葛川	西坂戸	10.0	10.0	10.0	10.5	11.2	環境基準 なし
	成願寺	8.6	8.6	9.9	9.9	9.6	
	塚崎	9.3	9.6	9.6	9.4	9.3	
谷治川	石井	6.9	7.6	8.2	7.9	7.8	
大谷川	中小坂	9.1	9.7	9.9	10.2	10.0	
	紺屋	8.9	9.5	9.7	9.9	10.1	

【当該年度季別変化】

(単位: mg/L)

地点		5月12日	8月22日	10月17日	1月12日	環境基準
高麗川	城山橋	9.5	8.2	8.8	12.0	7.5 以上
	万年橋	12.0	8.6	8.7	13.0	
	北坂戸橋	12.0	9.2	8.9	13.0	
越辺川	石今橋	12.0	10.0	8.4	11.0	5.0 以上
	高坂橋	12.0	10.0	9.8	11.0	
	川越境	8.4	7.6	7.7	10.0	
飯盛川	南町	12.0	9.3	7.7	9.2	
	片柳	8.4	10.0	7.4	8.2	
	小沼	8.1	7.2	6.4	10.0	
葛川	西坂戸	10.0	10.0	9.7	15.0	環境基準 なし
	成願寺	8.8	9.0	8.5	12.0	
	塚崎	9.8	8.4	8.9	10.0	
谷治川	石井	10.0	6.7	6.4	8.2	
大谷川	中小坂	10.0	9.7	9.2	11.0	
	紺屋	9.4	10.0	9.1	12.0	

◆河川の大腸菌群数、大腸菌数

【経年変化】

(値は年平均 単位: MPN/100mL、CFU/100mL)

地点		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準
高麗川	城山橋	365	5,148	7,500	13,800	57	1,000 以下 300 以下 (R4)
	万年橋	210	16,373	2,400	35,600	33	
	北坂戸橋	1,120	4,795	2,300	15,400	20	
越辺川	石今橋	2,125	13,050	1,500	26,500	122	5,000 以下 1,000 以下 (R4)
	高坂橋	575	18,900	2,000	38,800	23	
	川越境	2,525	15,075	12,000	34,800	55	
飯盛川	南町	66,250	33,000	27,000	66,000	3,365	環境基準 なし
	片柳	27,423	2,500	2,800	44,400	224	
	小沼	6,575	11,475	31,000	43,200	167	
葛川	西坂戸	4,908	19,098	8,700	49,300	305	環境基準 なし
	成願寺	31,750	12,475	17,000	125,200	293	
	塚崎	3,125	11,075	17,000	17,200	103	
谷治川	石井	32,000	35,750	41,000	27,700	3,790	
大谷川	中小坂	190,575	56,200	37,000	111,200	376	
	紺屋	13,475	33,900	10,000	54,000	78	

【当該年度季別変化】

(単位: CFU/100mL)

地点		5月12日	8月22日	10月17日	1月12日	環境基準
高麗川	城山橋	71	41	100	17	300 以下
	万年橋	11	17	38	66	
	北坂戸橋	16	39	21	4	
越辺川	石今橋	32	27	110	320	1,000 以下
	高坂橋	9	25	30	26	
	川越境	67	37	110	7	
飯盛川	南町	11,000	1,200	780	480	環境基準 なし
	片柳	100	290	500	4	
	小沼	87	120	410	49	
葛川	西坂戸	230	120	600	270	環境基準 なし
	成願寺	280	170	170	550	
	塚崎	98	64	98	150	
谷治川	石井	7,300	6,400	620	830	
大谷川	中小坂	330	55	340	780	
	紺屋	150	34	93	34	

*水質汚濁に係る環境基準についての一部改正により、令和4年度から大腸菌群数から大腸菌数へと見直されましたことから、令和4年度については大腸菌群数の測定は実施せず、大腸菌数の測定を実施しました。

◆河川の陰イオン界面活性剤〔MBAS〕

【経年変化】

(値は年平均 単位: mg/L)

地点		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高麗川	城山橋	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	万年橋	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	北坂戸橋	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
越辺川	石今橋	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	高坂橋	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	川越境	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
飯盛川	南町	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	片柳	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	小沼	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
葛川	西坂戸	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	成願寺	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	塚崎	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
谷治川	石井	0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
大谷川	中小坂	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	紺屋	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

(平均値の算出において、「定量下限値以下」は定量下限値を用いました。)

【当該年度季別変化】

(単位: mg/L)

地点		5月12日	8月22日	10月17日	1月12日
高麗川	城山橋	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	万年橋	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	北坂戸橋	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
越辺川	石今橋	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	高坂橋	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	川越境	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
飯盛川	南町	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	片柳	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	小沼	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
葛川	西坂戸	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	成願寺	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	塚崎	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
谷治川	石井	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
大谷川	中小坂	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	紺屋	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05

◆河川の化学的酸素要求量 [COD]

(値は年平均 単位: mg/L)

地点		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
高麗川	城山橋	1.3	2.0	1.4	2.2	1.6
	万年橋	1.3	1.6	1.3	2.1	1.6
	北坂戸橋	1.5	1.4	1.1	1.8	1.4
越辺川	石今橋	2.0	2.2	1.9	2.6	2.1

【当該年度季別変化】

(単位: mg/L)

地点		5月12日	8月22日	10月17日	1月12日
高麗川	城山橋	2.0	1.5	1.5	1.2
	万年橋	2.0	1.9	1.4	1.2
	北坂戸橋	1.6	1.5	1.5	1.0
越辺川	石今橋	3.0	1.9	1.6	1.5

◆河川の糞便性大腸菌群数

(値は年平均 単位: 個/100mL)

地点		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
高麗川	城山橋	13	30	47	32	8
	万年橋	19	17	24	39	15
	北坂戸橋	13	41	8	40	10
越辺川	石今橋	67	95	18	645	15

【当該年度季別変化】

(単位: 個/100mL)

地点		5月12日	8月22日	10月17日	1月12日
高麗川	城山橋	4	8	15	3
	万年橋	0	46	12	2
	北坂戸橋	4	30	1	4
越辺川	石今橋	5	4	0	52

◆水浴場判定（調査日：1月12日）

項目 (令和 4 年度)	調査地点	高麗川			越辺川
		城山橋	万年橋	北坂戸橋	石今橋
糞便性大腸菌群数 個/100mL		3	2	4	52
油膜の有無	—	—	—	—	—
COD	mg/L	1.2	1.1	1.0	1.5
透明度 (透視度)	cm	>100	>100	>100	>100
判定結果		適	適	適	適
		水質 A	水質 AA	水質 A	水質 A

※透明度については、透視度計を使用して測定を行いました。

◆合併処理浄化槽の設置補助状況

(単位：基)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
当該年度	5人槽	28	14	15	14	21
	6~7人槽	18	16	27	16	6
	8~10人槽	1	0	2	1	0
	計	47	30	44	31	27
累計	5人槽	889	903	918	932	953
	6~7人槽	749	765	792	808	814
	8~10人槽	282	282	284	285	285
	計	1,920	1,950	1,994	2,025	2,052

◆下水道整備の状況

(単位：%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	算出方法
整備率	95.4	95.4	95.6	95.7	95.8	面積割
普及率	72.3	72.4	72.6	72.7	72.6	人口割

◆サツキクリーンセンターの放流水の状況(年平均値)

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	排出基準
水素イオン濃度	pH	7.3	7.0	7.3	7.2	7.5	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量	mg/L	3.0	1.8	1.0	1.1	1.4	60
浮遊物質量	mg/L	<5	<5	<5	<5	<5	60
大腸菌群数	個/mL	<30	<30	<30	<30	<30	3,000
全窒素	mg/L	17	11	12	14	16	120
全リン	mg/L	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	<0.10	16
ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/L	0	0.000033	0	0	0.000066	10

※ダイオキシン類濃度について、平成30年度・令和3年度は定量下限値未満、令和2年度は検出下限値未満のため「0」と記載しています。

※定量下限値：信頼できる最小値

※検出下限値：検出できる最小値

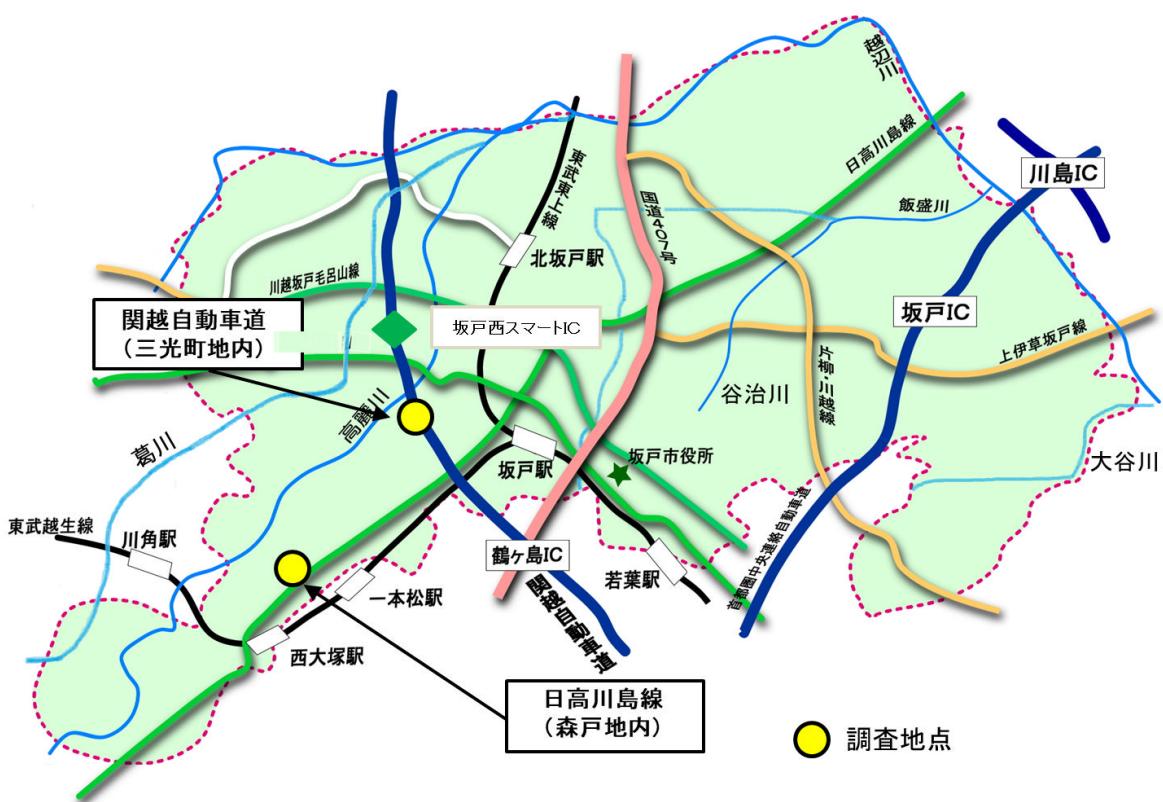
(3) 騒音・振動の防止

◆自動車騒音常時監視調査

(単位：dB)

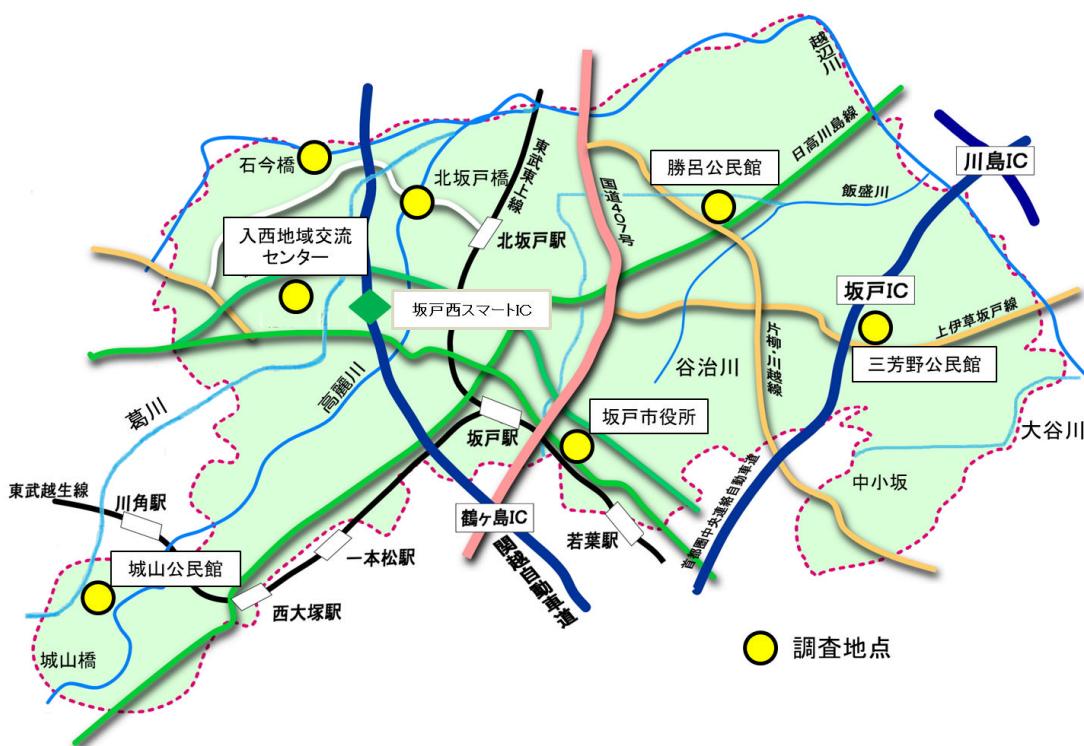
実施事項		調査結果 (LAeq) (令和4年度)		環境基準との比較		要請限度との比較	
関越自動車道	騒音	昼間	61	70以下	○	75以下	○
		夜間	59	65以下	○	70以下	○
日高川島線		昼間	67	70以下	○	75以下	○
		夜間	61	65以下	○	70以下	○

※調査路線は、毎年選定を行います。



2) 有害化学物質がないまちをつくろう

◆ ダイオキシン類の調査地点



(1) 有害化学物質対策の推進

◆大気のダイオキシン類濃度

(単位 pg-TEQ/m³)

地点		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
市役所	夏期	0.013	0.013	0.016	0.014	0.011	0.6 以下
	冬期	0.021	0.020	0.019	0.016	0.019	
	平均	0.017	0.017	0.018	0.015	0.015	
三芳野公民館	夏期	0.015	0.012	0.018	0.016	0.0094	0.6 以下
	冬期	0.029	0.027	0.028	0.023	0.024	
	平均	0.022	0.020	0.023	0.020	0.017	
勝呂公民館	夏期	0.010	0.012	0.016	0.013	0.0097	0.6 以下
	冬期	0.024	0.020	0.020	0.016	0.023	
	平均	0.017	0.016	0.018	0.015	0.016	
入西地域交流センター	夏期	0.013	0.056	0.015	0.012	0.015	0.6 以下
	冬期	0.036	0.025	0.027	0.019	0.025	
	平均	0.025	0.041	0.021	0.016	0.020	
城山公民館	夏期	0.015	0.0095	0.020	0.012	0.0060	0.6 以下
	冬期	0.030	0.022	0.0099	0.037	0.014	
	平均	0.023	0.016	0.015	0.025	0.010	

◆土壤のダイオキシン類濃度

(単位 pg-TEQ/g)

地点	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
入西地域交流センター	4.7	9.6	6.9	9.3	6.5	1,000 以下
勝呂公民館	9.1	9.4	8.7	9.6	8.9	

◆河川水のダイオキシン類濃度

(単位 pg-TEQ/L)

地点	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
高麗川 北坂戸橋	0.053	0.065	0.059	0.064	0.068	1.0 以下
越辺川 石今橋	0.062	0.064	0.065	0.095	0.054	1.0 以下

◆河川底質のダイオキシン類濃度

(単位 pg-TEQ/g)

地点	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	環境基準
高麗川 北坂戸橋	1.1	1.8	0.51	0.67	0.23	150 以下
越辺川 石今橋	0.48	0.21	0.55	0.32	0.025	150 以下

◆地下水の汚染状況

(値は適合件数) (単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
調査件数	6	5	3	3	3
1.1.1- トリクロロエタン	6	5	2	3	3
トリクロロエチレン	5	4	1	2	2
テトラクロロエチレン	2	3	3	2	2

IV 「身边に緑を感じられる潤いのある快適なまち」をめざして

1) 潤いのあるまちをつくろう

◆都市公園等の状況

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
箇所数	近隣公園	5	5	5	5	5
	街区公園	41	41	41	41	41
	都市緑地	8	8	8	8	8
	緩衝緑地	1	1	1	1	1
	その他街区公園	27	30	31	31	31
	その他緑地	39	39	39	39	39
	運動公園	1	1	1	1	1
	その他公園	13	13	13	13	13
	計	135	138	139	139	139
面積 (m ²)		534,715	535,465	548,665	548,798	548,839
市民 1 人当りの面積 (m ²)		5.29	5.30	5.43	5.47	5.51

(人口 : R5.4.1 現在 99,565 人)

2) きれいなまちにしよう

◆市民花壇等の状況

(単位 : 箇所)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
市民花壇		62	56	56	54	54
花いっぱいのまち推進地区		2	2	2	2	2
オープンガーデン	個人	17	16	17	17	16
	団体	2	2	2	2	2

◆地域美化清掃活動の状況

地点	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 ※
参加人数(人)	17,994	18,304	12,652	10,922	0
回収量(kg)	9,130	6,440			

※令和 4 年度の地域美化清掃活動については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため実施しませんでした。

◆屋外広告物簡易除却の状況

(単位 : 枚)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
はり紙	0	30	5	0	0
はり札	475	704	517	352	616
立看板	0	0	0	0	0
計	475	734	522	352	616

◆雑草除去の状況

地点		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
通知	件 数 (件)	46	49	79	67	39
	面 積 (m ²)	9,968	11,258	35,836	23,768	13,554
委託	件 数 (件)	22	8	3	2	1
	面 積 (m ²)	3,826	1,478	527	277	95

3) 安全に暮らせるまちをつくろう

◆撤去自転車の状況

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
撤去台数	(件)	811	387	201	168	224

V 「一人一人が環境を学び、行動するまち」をめざして

1) 環境をともに学んでいこう

◆環境学館いすみの利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利 用 者 数 (人)	10,848	11,506	5,007	4,812	7,059

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため講座等を一部実施しませんでした。

◆環境学習講座の実施状況

プログラム名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		主な年齢層
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	
廃食油リサイクル粉石けん作り	25	140	26	134	9	42	5	15	7	23	50~70代
おもしろ実験教室（理科教室）	9	137	8	136	5	66	7	99	8	97	小学4~6年
夏休み自由研究教室	2	34	2	44	2	36	中止	—	2	14	小学3~6年と親
バードウォッチング	1	6	1	18	中止	—	中止	—	1	6	小学4~6年
古布を使った裂織体験教室	2	16	2	16	中止	—	中止	—	2	16	50~70代
古布を裂いて作る布ぞうり教室	1	15	1	15	1	15	1	13	1	11	30~70代
再生紙で作る買い物力ゴ（クラフト講座）	2	24	2	24	中止	—	2	10	—	—	50~70代
自然はともだち！ネイチャークラフト	1	23	1	34	1	21	1	12	1	16	小学1~6年と親
自然観察教室	2	41	3	62	1	11	1	20	2	25	小学4~6年
体験講座 (体験をとおして環境を考える)	4	66	4	60	3	37	2	26	1	11	小学4~6年
EM講座	6	95	4	92	2	32	2	32	—	—	60~70代
パックdeセッケン	26	290	23	241	9	119	8	122	12	170	50~70代
どんぐりのブローチ	2	101	2	53	中止	—	1	29	1	25	幼児
市民環境講座（いすみ自然塾）	10	206	9	241	5	139	4	79	11	227	50~70代
えひめAIを作ろう	14	131	13	155	7	73	8	66	12	96	50~70代
メダ力を育ててみよう			1	31	—	—	—	—	—	—	小学4~6年
城山の自然を知る	1	46			—	—	—	—	—	—	50~70代
アースフレンズの活動 (こどもエコクラブ)	3	43	2	39	2	23	2	27	4	42	小学4~6年
ハニーウォーク			1	42	中止	—	1	37	1	16	小学~50代
教えてミツバチ先生	—	—	—	—	—	—	—	—	1	16	小学~50代
生活環境講座	—	—	—	—	—	—	—	—	3	29	30~70代
生ごみたい肥作り	—	—	—	—	—	—	—	—	3	29	30~70代
坂戸自然を育むフォーラム			1	75	—	—	—	—	—	—	50~70代
合 計	111	1,372	106	1,512	47	614	45	587	73	869	—

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため講座等を一部実施しませんでした。

◆環境教育プログラムの実施状況

区分	プログラム名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
小学校	生き物自然観察	4	321	2	216	2	169	4	243	2	153
	牛乳パック de はがき (リサイクルはがき作り)	8	418	5	292	0	0	0	0	0	0
	環境って何？(環境問題入門)	3	289	4	276	3	221	4	280	3	225
	ごみについて学ぼう！	4	273	7	367	2	70	3	124	6	286
	ペットdeセッケン	2	36	2	39	0	0	0	0	—	—
	廃食油リサイクルキャンドルを作ろう	9	552	9	429	0	0	—	—	—	—
	公害を知ろう！	1	41	2	73	0	0	1	35	0	0
	地球温暖化	1	41	1	41	0	0	0	0	0	0
	種から始める花づくり	1	72	—	—	—	—	—	—	—	—
	EMを使った環境にやさしいブル清掃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	高麗川の虫たち	2	151	2	126	1	70	2	121	2	137
	犬と猫の正しい接し方	—	—	—	—	0	0	1	35	0	0
	体験しよう！未来のエネルギー！ ～エネルギーと環境問題～	0	0	1	63	0	0	1	35	0	0
	小計	35	2,194	35	1,922	8	530	16	873	13	801
中学校	坂戸市の環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地球温暖化	0	0	0	0	1	78	0	0	0	0
	ごみについて考えよう！	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	身近な公害 in 坂戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ペットdeセッケン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	牛乳パック de はがき	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	体験しよう！未来のエネルギー！ ～エネルギーと環境問題～	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境って何？(環境問題入門)	—	—	—	—	1	78	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	2	156	0	0	0	0
その他	ごみについて学ぼう！	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	牛乳パック de はがき	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0
	身近な公害 in 坂戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃食油リサイクルキャンドルを作ろう	1	16	0	0	0	0	0	0	0	0
	体験しよう！未来のエネルギー！ ～エネルギーと環境問題～	1	16	1	18	0	0	1	20	1	27
	小計	3	48	1	18	0	0	1	20	1	27
合計		38	2,242	36	1940	10	686	17	893	14	828

*令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため講座等を一部実施しませんでした。

◆環境教育プログラム等環境学習関連事業の参加者数

(単位：人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
環境教育プログラム	2,242	1,940	686	893	828
環境学館いすみ講座	1,414	1,512	614	587	869
西清掃センター施設見学	944	784	164	265	540
水処理センター施設見学	381	207	0	0	256
し尿処理施設見学	32	0	0	0	0
環境紙芝居	96	143	0	0	17
計	5,496	5,109	4,586	1,464	1,745

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため講座等を一部実施しませんでした。

◆環境関連イベントの開催状況

(単位：人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
いすみ DAY	700	700	中止	中止	中止
環境展	2,900	中止	中止	—	—
古本市	191	145	188	中止	402

※令和元年度は台風19号の影響により、環境展は実施しませんでした。

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためイベント等を実施しませんでした。なお、環境展については各種事業の見直しにより、令和2年度をもって事業を終了しました。

2) 環境保全活動の輪を広げていこう

◆環境配慮チャレンジイベントの認定状況

(単位：件)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認定イベント数	15	6	0	0	0

◆清掃ボランティア “きれいにし隊” 支援状況

(単位：団体)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
支援団体数	35	24	17	6	18

■ 環境基準 ■

◆大気関係の環境基準

二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm の範囲内、又はそれ以下
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/ m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20 mg/ m ³ 以下
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06 ppm 以下
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ 1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下

◆水質関係の環境基準

	高麗川・越辺川（上流）	越辺川（下流）
水素イオン濃度（pH）	6.5 以上 8.5 以下	6.5 以上 8.5 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	2 mg/L 以下	3 mg/L 以下
浮遊物質量（SS）	25 mg/L 以下	25 mg/L 以下
溶存酸素量（DO）	7.5 mg/L 以上	5 mg/L 以上
大腸菌数	300 CFU/100mL 以下	1,000 CFU/100 mL 以下

◆ダイオキシン類関係の環境基準

大気中のダイオキシン類濃度	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
土壤中のダイオキシン類濃度	1,000 pg-TEQ/g 以下
河川水中のダイオキシン類濃度	1 pg-TEQ/L 以下
河川底質中のダイオキシン類濃度	150 pg-TEQ/g 以下

◆地下水の環境基準

1.1.1 トリクロロエタン	1 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下

■ 放射性物質対策 ■

● 坂戸市の除染基準について

市民の放射線に対する不安を出来る限り軽減し、安心して生活できる環境を確保するため、放射線量低減のための除染を行う判断基準値（目安）を定め、基準値を超えた場合の対応を定めています。

◆ 判断基準値（目安）

毎時 0.25 マイクロシーベルト以上（地表から 50 cm）

福島第一原子力発電所の事故前の埼玉県における自然界から受けける放射線量は、年間 0.295 ミリシーベルト（毎時 0.056 マイクロシーベルト）。これに国際放射線防護委員会（ICRP）が定める一般人が平常時に浴びる放射線量限度年間 1 ミリシーベルト（毎時 0.190 マイクロシーベルト）を加えた年間 1.295 ミリシーベルトが基準となります。

{0.246×8 時間（屋外）+0.246×16 時間（屋内）×0.4（木造家屋の被ばく低減係数）}×365 日÷1,000=1.293mSv

※子どもが通う施設（保育園、幼稚園、小学校等）は、子どもの安全を第一に考え、地表から 5cm で測定します。

◆ 基準値を超えた場合の対応

特定した汚染場所の表土を削り取るなど基準値以下になるまで除染作業を行います。除染により生じた土砂等については、土のう袋に入れ発生した敷地内に穴を掘り埋めます。

◆ 個人住宅について

市民の要望により市職員が出向いて測定します。市の除染の判断基準値（目安）以上が計測された場合は、個人の判断により除染を実施します。

◆ 空間放射線測定

東日本大震災から市内の空間放射線量を測定してきましたが、市の除染基準より比較的低い数値にあることから、平成 29 年 4 月から市内を 3 キロメートル四方に区切り、その中の公共施設など 8 施設で 6 か月に 1 回（半年毎）、月初めに測定を実施。

【測定放射線】 γ (ガンマ) 線

【測定機器】 (株) 堀場製作所 環境放射線モニタ Radi (PA-1000)

【測定単位】 $\mu\text{SV}/\text{h}$ (マイクロシーベルト/毎時)

※測定は、簡易測定器によるものであり、埼玉県等の測定方法とは異なります。

◆ 各施設における空間放射線量の測定結果

測定単位: $\mu\text{SV}/\text{h}$ (マイクロシーベルト/毎時)

	測定場所	地上高	令和 4 年 4 月	令和 4 年 10 月
1	坂戸市役所	1m	0.077	0.071
2	三芳野小学校	50cm	0.043	0.041
3	入西小学校	50cm	0.039	0.035
4	大家小学校	50cm	0.069	0.061
5	城山小中一貫校	50cm	0.045	0.060
6	片柳小学校	50cm	0.038	0.038
7	東坂戸保育園	50cm	0.052	0.053
8	市民健康センター	50cm	0.046	0.048

◆ 燃却灰等の放射性物質の検査結果

【測定方法】 「放射能測定法シリーズ 7 ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー」(令和 2 年改訂 文部科学省)に準拠

【検査機関】 (株)環境総合研究所

【測定機器】 セイコーEG & G(株)製 ゲルマニウム半導体検出器(令和 4 年 8 月まで)
CANBERRA 社製 ゲルマニウム半導体検出器ガンマ線スペクトロメータ
(令和 4 年 10 月から)

【測定単位】 測定単位 Bq/kg (ベクレル/キログラム)

【測定回数】 年 6 回 (2 カ月に 1 回)

採取日：令和4年4月27日
測定日：令和4年4月28日

検体	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 合計
焼却灰	不検出	不検出	10.4	17
飛 灰	不検出	不検出	94.7	120

採取日：令和4年6月8日
測定日：令和4年6月9日

検体	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 合計
焼却灰	不検出	不検出	9.70	19
飛 灰	不検出	不検出	82.5	97

採取日：令和4年8月29日
測定日：令和4年8月30日

検体	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 合計
焼却灰	不検出	不検出	15.9	25
飛 灰	不検出	不検出	65.2	86

採取日：令和4年10月24日
測定日：令和4年10月25日

検体	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 合計
焼却灰	不検出	不検出	15.4	22
飛 灰	不検出	不検出	102	110

採取日：令和4年12月21日
測定日：令和4年12月22日

検体	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 合計
焼却灰	不検出	不検出	11.3	18
飛 灰	不検出	不検出	70.3	79

採取日：令和5年2月27日
測定日：令和5年3月1日

検体	放射性ヨウ素 131	放射性セシウム 134	放射性セシウム 137	放射性セシウム 合計
焼却灰	不検出	不検出	9.08	16
飛 灰	不検出	不検出	89.7	97

※「不検出」とはそのサンプル中に放射性ヨウ素 131 が検出下限値の値までは検出されなかった、という意味です。

※放射性セシウム合計数値は、有効数字2桁で算出（3桁目を四捨五入）しています。

※環境省が示している一般廃棄物最終処分場に埋立処分できる基準は 8000Bq/kg 以下となっています。

◆ 食品の放射性物質簡易測定

食品の放射性物質簡易測定を実施。

【測定場所等】 環境学館いづみ（要事前予約）

毎週火曜日・金曜日の午後 1 時から午後 4 時まで（祝日、年末年始を除く）

【測定機器】 ATOMTEX AT1320A 食品放射能スクリーニングシステム（Na I (Tl) シンチレーションスペクトロメータ）

【測定対象物】 食品に限る。

※測定するには対象物が 1 kg 程度必要となります。

※家庭菜園や畠で収穫したもの及びスーパー等の小売店で購入したものです。

※水道水、井戸水及び市販の水は測定しません。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
測定件数（件）	0	0	0	0	0

■ 環境部設置後の主な実績 ■

※平成27年度から環境産業部に組織名変更

【平成13年度】

- 5月 家電リサイクル法の施行に伴い、職員による不法投棄防止パトロール実施
- 10月 粗大ごみ戸別収集開始
古紙・古布類の分別収集開始
- 3月 東清掃センターダイオキシン類対策整備工事完了
本庁舎に大型生ごみ処理機を設置
さかど動植物マップの作成
環境基本条例制定

【平成14年度】

- 4月 エコマネージャー制度の試行導入
焼却灰のセメント資源化を開始（灰溶融炉運転停止）
- 7月 ミックスペーパー事業を一部の小中学校へ拡大
環境基本計画策定のまちづくり市民会議の設置
中富樫管周辺浄化対策
- 9月 環境方針の策定
不法投棄防止クリーンネット調印
- 11月 坂戸市環境学館いづみ開館
リサイクル家具販売開始
- 12月 赤尾運営協議会でプラスチック含有割合緩和について協議成立
- 3月 ISO14001認証登録（本庁舎）
地域新エネルギービジョンの策定
環境基本計画策定のまちづくり市民会議からの提言書受理

【平成15年度】

- 4月 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度開始
資源集団回収の報償制度改定
ごみの祝日収集開始
事業系ごみの処理手数料の改定
- 5月 ミックスペーパー事業を市内の全小中学校に拡大
環境学館いづみにハイブリッド充電器を設置
第1回花のフリーマーケットを開催

7月	環境教育プログラム策定協同研究会を設置 電力危機対策（緊急省エネ対策）
8月	ごみ処理施設アウトソーシング導入庁内検討委員会設置 浄化槽全戸設置状況調査
10月	古紙横取り防止キャンペーン及び条例制定 容器包装リサイクル法に基づく分別収集モデル地区の設置
11月	環境学館いすみ1周年イベント実施 容器包装リサイクル法に基づく分別収集地区別説明会着手
12月	環境大臣賞受賞（循環・共生・参加まちづくり表彰）
2月	環境基本計画策定 環境大臣賞受賞報告会開催（環境学館いすみ）
3月	環境教育プログラム策定 旧清掃センター東棟解体工事 環境学館いすみにハイブリッド照明を設置 分別マニュアル、指定袋お試しセットの作成及び全戸配布 東清掃センター減容化施設をストックヤードへ転換
【平成16年度】	
4月	容器包装リサイクル法に基づく分別収集開始 指定袋（ごみ・資源物収集袋）の導入 ごみ収集業務の委託拡大 事業系ごみの処理手数料の現金収受システム開始
5月	市内小中学校において環境教育プログラムを開始 産業廃棄物不適正処理対策
6月	環境学館いすみでイベント開催（以後春・秋1回ずつ） 夏の省エネ対策の実施（以降毎夏） 一人乗り電気自動車コムスの導入 レジ袋削減キャンペーン実施（以後年2回） 環境家計簿の作成
7月	緑の保全・創造プロジェクト発足 ムクドリ対策実施
9月	燃料電池自動車啓発推進事業の実施 環境報告書の発行（以降年1回発行） 事業系の指定袋に90Lを導入
11月	環境・新エネルギー展開催（以降毎年11月）
3月	不法投棄情報専用ダイヤルの開設

3月	ごみ焼却施設建設入西地区対策委員会解散 地球温暖化対策実行計画の策定
【平成17年度】	
4月	清掃事務所設置 ふれあい収集開始
	東清掃センター焼却施設1炉休止
	清掃ボランティア（きれいにし隊）制度の開始
	環境チャレンジイベント認定制度の開始
5月	環境学館いずみTV放映 犬のしつけ方教室の開催
6月	チーム・マイナス6%（地球温暖化防止国民運動）参加 夏のエコライフDAYの実施（以降毎年6月）
7月	石綿対策連絡調整会議設置 不法投棄監視カメラの設置
8月	環境紙芝居の上演開始 燃料電池自動車啓発推進事業の実施
11月	冬の省エネ対策の実施（以降毎冬）
1月	緑と花と清流基金創設
	ISO14001 第1回更新審査
3月	一般廃棄物処理基本計画の策定 緑の保全・創造プロジェクト解散
【平成18年度】	
4月	緑の推進担当設置 東清掃センター焼却施設完全休止
	雨水貯留施設設置等補助制度開始
6月	せん定枝チップ機貸出・購入費補助制度開始 ポイ捨て防止キャンペーンの実施
	ごみに関する懇談会の開始
7月	古本市の開催
8月	適正処理困難物の受け入れ拡大
10月	悪臭防止法に基づく臭気指数規制方式の導入
11月	銃猟禁止区域を市内全域に拡大 小中学校のシンボルツリーの選定
12月	冬のエコライフDAYの実施（以降毎年12月） 地球温暖化防止キャンペーンの実施（以降毎年12月）

3月	ごみと資源物分別マニュアルの改訂
【平成19年度】	
4月	資源布（冬物衣類）の受け入れ拡大
6月	せん定枝チップ機（小型機）貸出開始 エコショップ認定制度の開始 レジ袋ゼロ運動の実施 分別収集計画の改訂
7月	ごみ減量キャンペーンの実施（以降毎月下旬）
9月	職員通勤時自転車等利用促進ガイドライン策定
10月	北浅羽桜堤公園に水仙植栽 「城山の森づくり」協定締結式・植樹祭開催
11月	アイドリングストップキャンペーンの実施
12月	ごみ減量強化週間キャンペーンの実施
2月	環境基本計画（中間年次改訂版）策定
【平成20年度】	
4月	ごみ減量実践モデル地区指定事業の開始 浄化槽の法定検査の受検者に対する補助制度を創設
5月	坂戸市リサイクルガイドを作成
7月	水浴場の水質判定基準による河川水質調査を開始 ごみ減量学習会の実施
8月	坂戸市災害廃棄物処理計画を策定
10月	犬のフン害防止対策キャンペーンの実施（～11月）
2月	鶴舞川浄化事業（炭の設置）を実施
3月	「城山の森づくり」整備完了 地球温暖化対策実行計画の改訂
【平成21年度】	
4月	環境マネジメントシステムを自主管理方式とする 廃乾電池・ライター収集袋を資源物収集袋の外袋へ変更
10月	北浅羽桜堤公園に水仙植栽
12月	歳末ごみ減量キャンペーンの実施
1月	チャレンジ25キャンペーン（地球温暖化防止国民運動）参加
3月	城山の森案内看板の設置と散策マップ作成・配布

【平成22年度】

- 8月 よさこい流し踊り沿道へ花のプランター展示
 10月 城山の森遊歩道沿い下草刈りを実施
 電気自動車試乗会開催
 12月 工コ通勤優良事業所認証・登録
 3月 一般廃棄物処理基本計画（中間年次改訂版）策定

【平成23年度】

- 5月 緑のカーテン用に市民へゴーヤの苗を配布
 公共施設での空間放射線量の測定を開始
 8月 よさこいステージ会場、坂戸駅前に花のプランター展示
 12月 坂戸市の除染基準を定め、除染のための公共施設の詳細測定を開始
 放射性物質除染マニュアル作成
 個人住宅の空間放射線量測定開始

【平成24年度】

- 4月 住宅用創エネルギー機器設置費補助制度開始
 5月 緑のカーテン用に市民へゴーヤの苗を配布
 8月 よさこいステージ会場に花のプランターを設置
 9月 食品の放射性物質簡易測定開始
 11月 環境学館いずみ開館10周年
 3月 第2次坂戸市環境基本計画策定

【平成25年度】

- 5月 雑がみ整理袋を区・自治会を通じて全戸配付
 緑のカーテン用に市民へゴーヤの苗を配布
 8月 よさこいステージ会場に花のプランター設置
 1月 使用済小型家電リサイクル事業実施
 3月 URと協働で東坂戸出張所と北坂戸団地集会所屋上へ太陽光発電設備を設置

【平成26年度】

- 8月 よさこいステージ会場に花のプランターを設置
 9月 西清掃センター焼却施設基幹的設備改良工事着手
 10月 埼玉県知事より広域静苑組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更の許可
 広域静苑組合に坂戸市が加入することに関する基本協定締結

3月	坂戸市災害廃棄物処理計画改訂
【平成27年度】	
4月～	西清掃センター焼却施設基幹的設備改良工事を引き続き実施
10月	よさこいステージ会場に花のプランターを設置
1月	勝呂公民館・大家公民館に太陽光発電設備、蓄電池を設置
3月	電気自動車用急速充電器運用開始 第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画策定 坂戸市緑の基本計画（中間年次改訂版）策定
【平成28年度】	
4月～	西清掃センター焼却施設基幹的設備改良工事を引き続き実施
9月	環境学館いすみ展示物のリニューアルを実施
3月	坂戸市地球温暖化対策実行計画（中間年次改訂版）策定 西清掃センター焼却施設基幹的設備改良工事完了
【平成29年度】	
7月	環境省主催の取組「COOL CHOICE（クールチョイス）」 へ賛同登録
10月	よさこいステージ会場に花のプランターを設置
11月	坂戸市市民緑地の設置及び管理に関する要綱策定 坂戸市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン策定
3月	第2次坂戸市環境基本計画（中間年次改訂版）策定 市民緑地第1号となる「にっさい堀込の森」の市民緑地の管理 協定締結
【平成30年度】	
10月	近隣市町と共同で「エコアクション21認証・登録研修会」を開催
12月	よさこいステージ会場に花のプランターを設置 広域静苑組合へ加入
【令和元年度】	
4月	坂戸市住宅用省エネルギー機器設置費補助制度の補助項目に 「定置用リチウムイオン蓄電池」を追加 公益財団法人どうぶつ基金へ「行政枠さくらねこ TNR 事業」 開始

10月	事業系ごみ処理手数料の改定 令和元年台風第19号による災害廃棄物処理を実施
2月	埼玉西部環境保全組合とごみ処理に関する相互支援協定締結
3月	清掃センター解体工事契約締結
【令和2年度】	
4月	地域住民で飼い主のいない猫を適正に管理する地域猫活動団体に対し、補助金を交付
3月	第4次坂戸市一般廃棄物処理基本計画（中間年次改訂版）策定 清掃センター解体工事完了
【令和3年度】	
4月	第4次坂戸市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定
10月	スマートフォン用ごみ分別アプリを導入
12月	小型充電式電池等及び充電式小型家電等の分別収集を開始
【令和4年度】	
9月	都市宣言として「坂戸市ゼロカーボンシティ宣言」を制定
10月	（株）マーケットエンタープライズと不要品のリユース（再利用）に関する連携協定を締結し、リユースプラットホーム「おいくら」の活用を開始
12月～ 1月	住宅用LED照明器具購入費等補助金を交付 子育て世帯向けリユース品のマッチング事業を実施

■ 環境用語集 ■

(ア行)

● ISO14001

企業などが自ら、企業経営の中で排出物を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境への負荷を低減していくための「方針・計画(Plan)」を立て、それを「実行(Do)」し、その達成度を「検討・評価(Check)」し、結果をもとに「見直し・改善(Action)」するというPDCAサイクルを繰り返し行うことによって、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのマネジメントシステムである。

1996年に世界共通規格・基準の設定を行う国際標準化機構（ISO）により、環境マネジメント全般にかかる国際標準規格である「ISO14000シリーズ」が発効された。

● アイドリングストップ

自動車の駐停車時にエンジンを止めること。それにより、二酸化炭素を含む排気ガスの排出を減らし、地球温暖化防止に効果があるとされている。

● アルキル水銀

メチル水銀、エチル水銀などの総称で、毒性が極めて高く、水俣病の原因となった物質である。

● いづみ運営ボランティア

環境学館いづみにおいて、環境学習等の手伝いや各種事業の企画や運営に協力していただくスタッフ。

● 陰イオン界面活性剤

洗剤の成分であり、工場排水や生活排水に含まれている。洗浄力に優れているが、分解性が悪いため、河川の自浄作用の低下や泡立ちの原因となる。

● ウォーム・ビズ

暖房時の室温を20°Cに設定した場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好よく働く

ことができる」というイメージをわかりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイル。

● エコアクション21

中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で策定された環境マネジメントシステム。

事業者等は環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する。

● エコショップ制度

ごみの減量化やリサイクルを積極的に取り組む市内の事業者を認定し、消費者と事業者及び行政が一体となり環境保全、ごみ減量及びリサイクルの推進を図るもの。

● エコマーク

様々な商品の中で、生産から廃棄までを通して環境への負担が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に対するマーク。環境省の指導のもとに財団法人日本環境協会が認定する。

● エコライフDAY

地球温暖化対策及び節電対策の取組みとして、普段の生活を見直し、環境に配慮した生活行動を1日実践し、エコライフ度と二酸化炭素の削減量をチェックするもの。

● LAeq

等価騒音レベル。ある時間内で変動する騒音レベルをエネルギー平均値として表した量。

● オープンガーデン

個人庭園を一般の人に公開するという活動で、イギリスで始まったもの。「花いっぱいのまち・坂戸」

を進めるため、個人・団体・行政が協働して実施し、丹精込めた庭や花壇等を開放して、訪れた人との交流を楽しむ場。

● オゾン層

地上 10~50 km の高層の大気にある。太陽光線により、酸素から生成され、有害な紫外線を吸収しているが、フロンによって破壊されると皮膚がんや生態系への影響が生じるとされている。

● 温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、地表面の温度を高める効果を持つガスで、地球温暖化の原因となる。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、フロンガス等がある。

(力行)

● 化石燃料

地質時代に動植物などの死骸が地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱などにより变成されてできたもので、人間の経済活動で燃料として用いられるもの。主なものとして、石炭、石油、天然ガスなどがある。

● 河川底質

河川などの水底を形成する表層土及び岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたもの。底質の状態は、その河川の水質と密接な関係にあり、底生生物の状態にも大きな影響を与える。

● 合併処理浄化槽

台所、風呂、洗濯などの生活に伴う排水と、し尿を併せて処理する浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べて、水質汚濁物質の削減率が極めて高い。

● 家庭用燃料電池

都市ガス、LPGガス又は灯油から燃料となる水素

を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時に発生する排熱を給湯等に利用する家庭用の創エネルギー機器。

● カドミウム

銀白色のやわらかい金属。「イタイイタイ病」の原因として知られている。

● 環境学習

人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境の保全に対して責任ある行動がとれるようすることを目的として、環境に関する学ぶこと。

● 環境学館いずみ

自然環境、ごみの減量やリサイクル、再生可能エネルギーなど、環境に関する各種講座や実習などを行う、総合的な環境学習・情報発信の拠点施設として平成 14 年に設立。

● 環境紙芝居

幼稚園や保育園の幼児に紙芝居を用いて、環境教育・環境学習を広く推進。

● 環境基準

環境基本法で「大気の汚染、水質汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定められている。

これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

● 環境教育プログラム

市内の小中学生を対象に、環境を保全しようとする心と行動を育成する教育を行うために、平成 16 年 4 月から実施している。総合的な学習、社会科及び理科の授業で活用されている。

● 環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

汚染物質であり、光化学スモッグの原因となるもの。

● 環境マネジメントシステム

企業や行政などが自ら環境方針や行動指針を定め、実施、点検及び見直しという一連の行動を継続的に行い、事業活動に伴う環境負荷や環境リスクを低減する経営システムのこと。

● 光化学スモッグ

太陽からの紫外線などによる光化学反応で、大気中のオキシダントなどの濃度が高まって発生する。自動車の排気ガスなどに含まれる炭化水素や窒素酸化物が反応して生じ、人体や動植物に有害である。

● 協働

行政とパートナー（自治会、NPO やボランティア団体、企業、大学等）がお互いの役割を明確にしながら、地域課題の解決などを連携・協力して行うこと。

● こどもエコクラブ

環境省が実施する子どもたちの地域の中での生体的な環境学習や実践活動を支援する事業。参加できるのは小中学生で、数人から20人程度のメンバーとサポーター（大人の指導者）が一組となる。参加するとガイドブックやバッジ、ニュースレターが配布される。

● クールビズ

冷房時の室温を 28℃に設定した場合でも、ちょっとした工夫により「涼しく効率的に格好よく働くことができる」というイメージをわかりやすく表現した、夏のビジネススタイル。「ノーネクタイ・ノーアン着」が代表例。

● 高麗川ふるさとの川整備事業

坂戸市内を流れる高麗川の北坂戸橋から第五堰までのおよそ 5 km の区間にについて、日頃から高麗川に親しんでいる地域住民と行政が意見交換を行なながら協力し、良好な水辺空間の形成を図っていくことを目的とした事業。

(サ行)

● 再生可能エネルギー

石油や石炭などの化石燃料の限りあるエネルギー資源に対して、太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱、バイオマスなど、利用しても枯渇せず繰り返し使えるエネルギーのこと。発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない。

● 公害

環境基本法によれば、「環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生すること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生育環境が含まれる。

● 埼玉エコタウンプロジェクト

再生可能エネルギーの活用と徹底した省エネ対策を一定地域内で集中的に進める埼玉県独自のプロジェクト。市内全域でのエコタウン指定：本庄市・東松山市、特定事業でのエコタウン指定：坂戸市・秩父市・寄居町。

● 光化学オキシダント

強力な酸化作用を持ち健康被害を引き起こす大気

● 酸性雨

化石燃料の燃焼などにより大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨や霧に取り込まれ、酸性になって地上に落下した雨等。酸性雨は土壌の酸性化をもたらし、肥沃度を低下させ、森林生態系に影響を与えることが懸念されている。

● 市民農園

遊休農地を都市住民に貸出して、手軽に園芸・耕作を楽しめるようにした農園。

● 住宅用省エネルギー機器

家庭において利用可能な電気を作り出すとともに、発生する排熱を有効に利用するエネルギー効率が高い省エネルギー機器（エコウィル、エネファーム）のこと。

● 循環型社会

資源循環型社会とも言い、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会などに対し、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの使用や水や鉱物資源、石油資源などが何度も社会の内部を循環する環境負荷の少ない社会をいう。

● 省エネルギー

石油や石炭、森林などの希少で限りある資源・エネルギーの枯渇を防ぐため、その消費の削減を図り、無駄をなくし、効率的に利用すること。また、再利用・再生利用したりすること。

● 城山の森

坂戸市の西にある標高113mの山林。市内唯一といえる、まとまった樹林地であり、すばらしい景観と良好な自然環境及び貴重な動植物が生息していることから、保全の必要性が高い。

● 振動規制法

工場や事業場の事業活動・建設工事に伴う振動に

についての規制を行うもの。また、道路交通振動の規制も定めることにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護を明らかにしている。

● シンボルツリー

市制施行30周年を記念して、みんなで緑の大切さを知り、学校生活の良き思い出と豊かな心の育成に寄与するために平成18年11月に市内各小中学校で選定したもの。

● 水域類型（指定）

河川等の利水目的に応じて水域を区切り、6つの類型（AA・A・B・C・D・E）を設けたもので、その類型ごとに環境基準（水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」）が定められている。

類型の指定を行う河川は、「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令」で定められており、類型指定に関する事務は、水域ごとに政府（環境大臣）又は各都道府県知事が行う。（環境基本法第16条第2項）。

● 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準には、全ての公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」と河川等の利水目的に応じた水域に区切って類型を設けた「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」がある。

● 水質汚濁防止法

工場や事業場から公共用水域に排出される水の排出や地下に浸透する水を制限するとともに、生活排水対策を推進し、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護するもの。また、健康被害が生じた場合に事業者の損害賠償の責任について定め、被害者の保護を明らかにしている。

● 水素イオン濃度

液中の酸性、アルカリ性を表す尺度。この数値が7のときが中性であり、数値が大きいほどアルカリ度は強く、数値が小さいほど酸性度が強い。

● 生態系

ある地域に育成・生息する多様な生物とそれらの生活空間である大気、水、土、太陽エネルギーなどが有機的につながったものをいう。生物は、生産者（植物）、消費者（動物）、分解者（細菌や微生物）から成り立ち、大気、水、土などの資源の間でエネルギーや物質が循環している。

● 生物化学的酸素要求量（BOD）

生活環境項目の1つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すので、水の中に含まれる有機物が一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

● ゼロカーボンシティ

日常生活や経済活動等からの二酸化炭素を含む温室効果ガス排出量と、森林等による温室効果ガス吸収量が、プラスマイナスゼロとなる状態をカーボンニュートラルといい、二酸化炭素排出量実質ゼロを実現したまちのことをいう。

● 騒音規制法

工場や事業場で事業活動・建設工事に発生する騒音について必要な規制を行うもの。また、自動車騒音の規制も定めることにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護を明らかにしている。

(夕行)

● ダイオキシン類

水素、炭素、酸素、塩素の化合物であるポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）と、ポリ

塩化ジベンゾーフラン（PCDF）をまとめた「ダイオキシン類」の通称である。ポリ塩化ビフェニール（PCB）のうち、ダイオキシン類と類似の生理作用をもつコプラナーPCB（Co-PCB）と呼ばれる一群の物質も含まれる。

ダイオキシン類には、動物実験から、強い急性毒性があることが分かっている。また、慢性毒性（長期間、微量を摂取した場合の毒性）としては、発がん性などが確認されているほか、生殖障害や免疫機能の低下といった毒性をもつという研究報告もあり、いわゆる「環境ホルモン」の疑いがある化学物質の一つに数えられている。

ダイオキシン類は、塩素を含むプラスチックやビニール製品など様々な物質が混在している廃棄物などが、低温で不完全燃焼を起こしたときに非意図的に発生すると言われているが、その生成過程は必ずしも十分には明らかにされてはいない。

● 大気汚染防止法

工場や事業場で事業活動・建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物や粉じんの排出等を制限し、有害大気汚染物質対策を推進し、自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するもの。また、生活環境を保全、大気の汚染に関して人の健康被害が生じた場合に事業者の損害賠償の責任について定め、被害者の保護を明らかにしている。

● 大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、屎尿汚染の指標である。また、大腸菌群数の環境基準値は類型別に定められている。

● 大腸菌数

ヒトや温血動物の腸管内に常在している大腸菌の数を示したものであり、大腸菌群数よりも的確にふん便汚染を捉えることができる指標であることから、令和4年度より大腸菌群数に替わり新たに水質

汚濁に係る環境基準の項目として追加された。

● 単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽。

● 地域美化清掃活動

各地区的自主的活動により実施されてきた美化清掃活動について、広く市民の参加を呼びかけ、市内に散乱するごみ・空き缶等を追放するとともに、実際の清掃活動を通じて市民の美化意識の高揚を図る趣旨で、春、秋に市内全域で実施している。

また、令和2年度までの春の地域美化清掃活動については、ごみゼロ運動として実施。

● 地球温暖化

地球の平均気温が上昇する現象。それに伴い降雨パターンや気象パターンが変化したり異常気象の頻度が上がったりという、深刻な気候変動への影響が懸念されている。主な原因は、人工的に排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスであり、産業革命以降、化石燃料を大量に使用したことによる加速したとされる。

● 低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ大気汚染物質である窒素酸化物や温室効果ガスである二酸化炭素の排出が少ない車。電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車および国土交通省が認定した低排出ガス自動車などがある。

● トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン

有機塩素系の溶剤で、主にドライクリーニングやメッキ工場、半導体工場で使われており、人体への影響が懸念される物質である。

(ナ行)

● 二酸化窒素

一酸化窒素が空気または酸素と反応して生成する、刺激臭のある赤褐色の気体。呼吸器の細菌感染等に対する抵抗力を弱めてしまう性質がある。

(ハ行)

● ハイブリッドカー

作動原理または利用するエネルギーのいずれかが異なる複数の動力源をもち、状況に応じて単独あるいは複数の動力源を用いて移動する車両のこと。日本では、内燃機関と電動機を動力源として備えた自動車が主である。

● ヒートアイランド現象

自然の気候とは異なる都市独特の局地的気候。都市に機能と人口が集中した結果、冷房による人口排熱、コンクリートの建物による蓄熱により、都市の熱収支が周辺部と異なり、気温が高くなる現象。都心の中心部ほど気温が高く、等温線が島のような形になるためヒートアイランド（熱の島）といわれる。

● 硫素

半導体の原料や農薬等に使用されており、化合物は水に溶け、毒性が強い。また、自然界では銅や鉄等の鉱物と共に存し、自然水中に溶出することもある。

● ビオトープ

生物を意味する「Bio」と場所を意味する「Tope」を合成したドイツ語であり、「生物の生息に適した場所」を意味する。

植生豊かな水辺や雑木林が、その代表例であり、また開発事業などに際して積極的に保全、回復、創出が図られる野生生物の生育・生息環境という意味でも用いられる。

● 微小粒子状物質（PM2.5）

粒径 2.5 マイクロメートル以下の大気中に浮遊する粒子状物質よりもさらに小さく、微小粒子状物質と呼ばれる大気汚染物質をいう。

● 浮遊物質量

水中に浮いている物質のうち、ろ過で分離できるものの。水の濁りの原因となり、数値が大きいほど透明度が悪くなる。

● 浮遊粒子状物質（SPM）

粒径 10 マイクロメートル以下の大気中に浮遊する粒子状物質で、大気汚染の原因となるもの。

● 糞便性大腸菌群数

通常の大腸菌群数には、大腸菌以外に土壌・植物など自然界に由来する菌類も多く含まれるが、糞便性大腸菌群数は糞便由來の菌（大腸菌）の数とほぼみなすことができる。水浴場の水質区分の指標となる。（大腸菌群数については P77 に記載）

● 放射性物質

放射線を出す能力を持つ物質の総称で、ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質等を指す。一度に大量の放射線を受けると、白内障、不妊、造血機能障害や、がんなどの症状が現れることがわかっている。少量であればすぐに障害は現われないということは科学的に示されているが、影響がないとは言い切れず、がんで死するリスクは、放射線に比例して高まるという仮定の下に基準などは定められている。

● 保存樹木

緑あふれる環境づくりのために、一定の基準に達した樹木、樹林を所有者の申請または承諾を得て市長が指定したもの。独立樹木では、高さが 15m 以上、幹周りが 1.5m 以上等、その他にも樹林や生け垣等種類ごとに基準が定められ、樹木の保存と緑化に努めている。

(マ行)

● 緑と花と清流基金

容器包装リサイクル法に基づく分別により削減さ

れた燃やせるごみ量を金額に換算して積み立て、その資金で緑や花を増やし清流を守る事業を行うとともに更なるごみ減量に役立てようと平成 18 年に創設された基金。

令和 2 年度から当面の間ごみ減量換算分の積立ては行わないこととしました。

(ヤ行)

● 有害化学物質

フロンや有機塩素系化合物、ダイオキシン等、環境中の分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質（化学成分）を指す。

● 要請限度

住居の集合地域や病院・学校等の指定地域内において、自動車騒音・道路交通振動を低減するために、測定に基づき、市町村長が県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるかどうかを判断するための基準となる値。

● 溶存酸素量

水中に溶解している分子状酸素の量のこと。水質汚濁が進むと、この値が小さくなり、限界を超えて小さくなると、水中の生き物は窒息してしまう。

● 4R

ごみを断わる「Refuse（リフューズ）」、ごみを作らない「Reduce（リデュース）」、ごみを出さない「Reuse（リユース）」、ごみを活かす「Recycle（リサイクル）」の 4 つの R のこと。

(ラ行)

● リサイクル率

処理された一般廃棄物のうち、資源化された量の割合を表したもの。リサイクル率＝リサイクル量／ごみ発生量。

● 六価クロム

毒性の強い重金属であり、自然界にはほとんど存在しないが、メッキ工業等の排水に含まれていることがある。

■ 環境関連条例 ■

【坂戸市環境基本条例】

平成14年3月27日 条例第3号

改正 平成26年12月19日 条例第32号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条—第17条）

第3章 環境の保全等のための推進体制（第18条・第19条）

第4章 環境審議会（第20条—第29条）

附則

私たちのまち坂戸は、武蔵野の緑と高麗川の清流の織りなす恵み豊かな自然の中ではぐくまれ、歴史と文化を築き発展してきた。

しかしながら、都市化や生活様式の変化により私たちの社会経済活動は、生活の便利さや物の豊かさを求めて資源やエネルギーを大量に消費してきたため、身近な自然が次第に失われるとともに、水質の汚濁や大気の汚染などの都市生活型公害や廃棄物問題なども顕在化してきている。

さらに、私たちを取り巻く環境では、地球の温暖化やオゾン層の破壊などが進行し、すべての生物の存続基盤である地球環境が脅かされつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を維持していくために必要となる安全でかつ快適な環境を享受する権利を有するとともに、人と自然が共生できる環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築に努め、それを将来の世代に引き継がなければならない責務を有している。

私たちは、市、事業者及び市民がそれぞれの役割のもとに、自主的かつ積極的にその責務を果たし、相互の協力によって住みよい環境の保全と創造を推進し、「豊かな自然環境と共生するまちづくり」を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分に影響が及ぶ事態に係る環境の保全をいう。

3 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動で生ずる広範囲の大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭による人の健康又は生活環境（動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるよう、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然が共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう適切に推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境と密接にかかわっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関し、地域の自然的・社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自らの施策を実施するに当たっては、健全な生態系の保護を図るとともに、多様な自然環境の保全と創造に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

（1） 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理を行うこと。

（2） 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

（3） 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自然環境の適正な保全及び回復に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、坂戸市環境審議会の意見を聽かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境報告書の作成等)

第9条 市長は、環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等について、毎年度、報告書を作成し、公表するものとする。

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の調査)

第12条 市は、環境の状況を把握し、又は環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な調査の実施に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第13条 市は、事業者及び市民が環境の保全等について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全等に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な環境保全活動の促進)

第14条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 市は、第13条の環境教育及び環境学習の振興等並びに前条の自発的な環境保全活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第16条 市は、環境の保全等に関する施策を策定する場合には、市民の意見が反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

第17条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第3章 環境の保全等のための推進体制

(推進体制の整備)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、環境の保全等に関し、広域的な取組みを必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、坂戸市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) その他環境の保全等に関し必要なこと。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関職員

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第24条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第25条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

- 第26条 審議会は、特定事項を調査審議するため必要があるときは、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会の委員長及び委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

- 第27条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第28条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

- 第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
(坂戸市環境審議会条例の廃止)
2 坂戸市環境審議会条例（昭和46年坂戸町条例第3号）は、廃止する。
(経過措置)
3 この条例の施行の際現に廃止前の坂戸市環境審議会条例の規定に基づき委嘱されている委員は、第2条第1項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月25日までとする。

附 則（平成26年条例第32号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。



坂戸市環境報告書

(令和5年度版)

令和6年2月発行

発行：坂戸市 環境産業部 環境政策課

〒350-0292

埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

TEL 049-283-1331 (代)

049-283-1447 (直)

FAX 049-283-1691

URL <https://www.city.sakado.lg.jp>

Email sakado41@city.sakado.lg.jp

この冊子は資源の有効利用のため、古紙配合の再生紙を使用しています。